

## 第 2 部

# CFPに関する取組指針

本章では、CFPの算定及び検証に関する取組指針を示す。本指針は、CFPの取組の一般的な手順に従い、4つのStepで構成されている

Step1 算定方針の検討

Step2 算定範囲の設定

Step3 CFPの算定

Step4 検証・報告

各Stepでは、取組項目別に、以下を記載している

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 要求事項    | 本指針で要求する事項           |
| 本指針の考え方 | 本指針が目指したものや、問題意識等を解説 |
| 実施方法    | 要求事項の具体的な実施方法の解説     |

なお、要求事項では、以下の表現により、要求の程度を表している

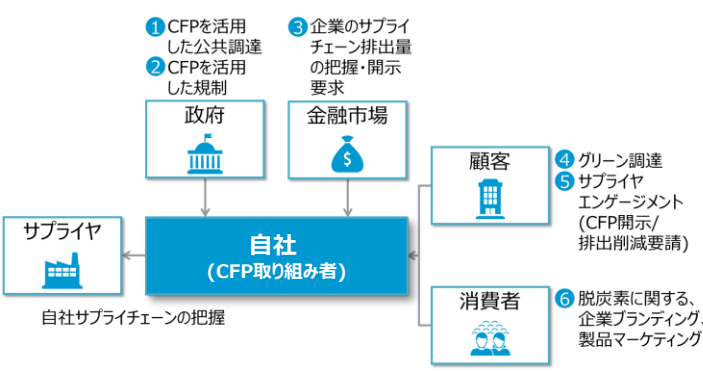
|                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| ～しなければならない <sup>1</sup> | 取り組むことが必須となる義務的事項      |
| ～することが望ましい <sup>1</sup> | 義務ではないが、取り組むことが推奨される事項 |
| ～してもよい <sup>1</sup>     | 必要に応じて取り組むことが許容される事項   |

1. ISOにおいて、それぞれ shall, should, mayで表現されている意味に相当している

# CFPの取組の流れの概要

## Step1 算定方針 の検討

### CFPに取り組む目的や用途を明確化する

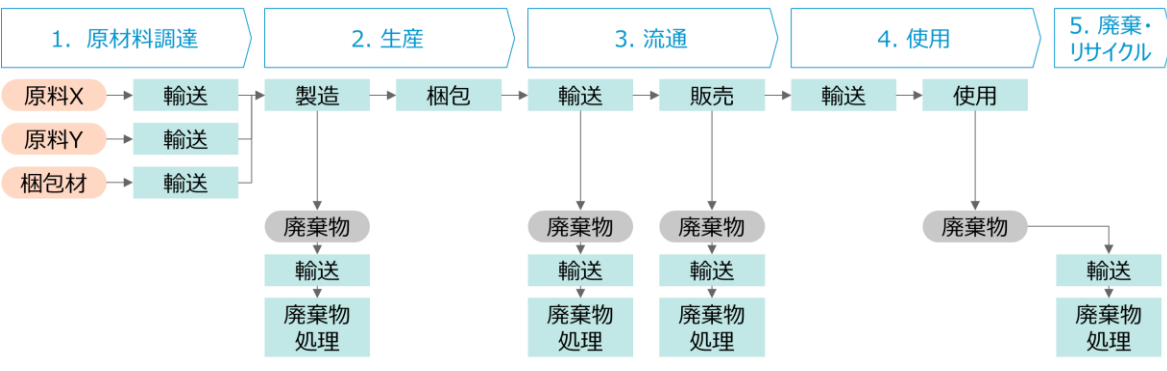


### 参照するルールを定める

- ISO等の国際的な基準
  - 本指針
  - 製品別算定ルール/自社ルール
- ※複数のルールを参照することも可能

## Step2 算定範囲 の設定

### 算定対象製品のライフサイクルを構成するプロセスを明確化



## Step3 CFPの 算定

### 各プロセスについてGHG排出量 (除去・吸収量) を計算し、合算

当該プロセスのGHG排出量

原料調達における例

=

活動量  
原材料の使用量、  
製造における  
電力消費量 等

×

排出係数  
活動量の単位あたり  
GHG排出量

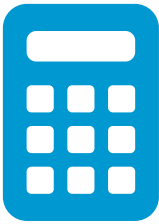
製品 1 つあたりの  
素材Aの調達量  
2.5kg

CO<sub>2</sub> 素材Aの  
排出係数  
12 kgCO<sub>2</sub>e/kg

## Step4 検証・ 報告

### 算定したCFPの算定結果を確認

#### 算定のロジック



#### データ 収集方法



### CFPの利活用者に情報を提供

製品XXのカーボンフットプリント (CFP) 情報

本製品1枚の原材料調達から廃棄までに発生  
する温室効果ガスは、

CO<sub>2</sub> 261kg 相当

CFP算定の  
詳細はこちら

工場で製品を製造する際のエネルギー使用量は、  
工場全体の電力使用量から按分しています。

原料生産による排出量は国内のデータベースから  
算定しており、実際の生産地の状況を把握していない  
可能性があります。

(情報提供例)

## 第3章 CFPの算定・検証に関する取組指針 ー目次ー

|       |          |
|-------|----------|
| Step0 | CFP算定の原則 |
|-------|----------|

|       |         |
|-------|---------|
| Step1 | 算定方針の検討 |
|-------|---------|

### ア. 目的の明確化

### イ. 算定方法の具体化

- ① 製品別算定ルール準拠の要否
- ② 製品別算定ルールの作成
- ③ 算定対象とする製品の粒度、算定頻度
- ④ 対象となる温室効果ガス
- ⑤ CFPの経時比較

|       |         |
|-------|---------|
| Step2 | 算定範囲の設定 |
|-------|---------|

### ア. バウンダリーの設定

- ① 算定単位
- ② ライフサイクルステージとプロセス
- ③ データ収集期間（時間的バウンダリー）

### イ. カットオフ基準の検討

### ウ. 個別に考慮が必要な事項

- ① リユース・リサイクル
- ② マスバランス方式
- ③ バイオマス由来炭素
- ④ 土地利用
- ⑤ 土地利用変化

|       |        |
|-------|--------|
| Step3 | CFPの算定 |
|-------|--------|

### ア. データ収集

- ① データの収集
  - I. 1次データと2次データ
  - II. サプライヤーへのデータ提供依頼と下請法等との関係
  - III. データの質
  - IV. 配分の回避
  - V. 配分する場合の計算方法
  - VI. エネルギーの使用

### イ. 計算

- ① 再エネ証書等
- ② CO<sub>2</sub>以外のGHGのCO<sub>2</sub>換算

### ウ. 算定結果の解釈

### エ. カーボンオフセット

|       |       |
|-------|-------|
| Step4 | 検証・報告 |
|-------|-------|

### ア. 検証

- ① 検証の要否及び主体（内部検証/第三者検証）
- ② 第三者検証における検証者の要件
- ③ 検証実施上の留意事項
  - I. 検証の水準及び手法
  - II. 1次データの検証

### イ. 報告

- ① CFP算定報告書
- ② 報告するGHGの数値
- ③ GHGの数値以外の報告項目
- ④ 算定者の意図に反して他社製品との比較に用いられることの防止

### ウ. 継続的な取組の重要性



# Step0

## CFP算定の原則

---

CFP算定の取組全般において留意すべき  
基本的な考え方を確認する

## CFP算定の原則

ISO14067で示されているCFP算定の原則を下記で示している。これらは、本ガイドラインでも基礎となる考え方である。

|               |                                                                                                                                                                |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ライフサイクルの観点    | CFP の定量化は、原材料の入手、設計、生産、輸送・配送、使用、使用後の処理等、製品のライフサイクル全体を考慮すべきである。ただし、CFPを算定する目的や用途に応じて、ライフサイクルの一部を算定の対象外とすることはあり得る。                                               |
| 相対的アプローチ      | CFPの算定結果は、その製品の唯一絶対的なLCA評価結果ではない。CFP算定は、その算定で設定した単位や範囲における結果を表示したものである。                                                                                        |
| 段階的アプローチ      | CFP算定においては、調査の過程で得られた情報や知見等を活用し、必要に応じて算定アプローチを見直しながら進める。                                                                                                       |
| 科学的アプローチの優先順位 | CFP 算定の意思決定においては、自然科学（物理学、化学、生物学等）を優先する。それが不可能な場合は、他の科学的アプローチ（社会科学や経済科学等）や有効な国際的な基準に含まれるアプローチを使用する。自然科学的根拠がなく、他の科学的アプローチや国際的な基準に基づく正当化が不可能な場合のみ、価値に基づく判断が許される。 |
| データの関連性       | データ及び算定手法は、調査対象となるGHG排出量及び除去・吸収量の評価に適したものを選択する。                                                                                                                |
| 網羅性           | 調査対象の製品システムの CFP に有意に影響を与える全ての GHG 排出量及び除去・吸収量を含める。有意の水準は、カットオフ基準により決定される。                                                                                     |
| 一貫性           | CFP算定の結論に至るまで、目的や範囲の定義に従って、前提条件、手法及びデータが同じ方法で適用される。                                                                                                            |
| 整合性           | 特定の製品カテゴリーにおける CFP算定結果を比較可能とする場合には、国際的に認知され、製品カテゴリーで採用されている方法や基準、ガイダンスを適用する。                                                                                   |
| 正確性           | CFPの定量化は、正確で、検証可能であり、適切で、ミスリーディングでないものである。また、先入観や不確実性が実務上可能な範囲で低減されている。                                                                                        |
| 透明性           | 関連する全ての論点について、オープンで、網羅的で、理解可能な情報の形式で、取り上げて文書化する。<br>また、関連する全ての前提条件を開示するとともに、方法及びデータソースが適切に参照されている。CDP算定結果が何を意味するかを適切に示すために、いかなる推計も明瞭に説明され、先入観は排除されている。         |
| ダブルカウントの回避    | 同じGHG排出量と除去・吸収量の配分が一度だけ行われる場合、調査対象製品システム内でのGHG排出量と除去・吸収量のダブルカウントは回避されている。                                                                                      |



# Step1

## 算定方針の検討

---

CFPに取り組む目的、算定ルールの考え方  
を検討する



ア 目的の明確化

CFPの算定を実施する際は、どのような目的で、誰に向けたCFPを算定するのかを明確にしなければならない。またその上で、その用途を踏まえ、どの程度の客観性や正確性を狙ったCFP算定とするか、判断しなければならない。

(CFPに取り組む意義・目的の一般的な考え方については、第2章を参照)

本指針では、CFP情報の利用者から求められる「客観性」に応じて、CFPの算定において満たすべき要件を以下の2段階で整理している。

|                 |                                             |
|-----------------|---------------------------------------------|
| 基礎要件            | 全てのCFP算定で満たすべき基礎的な要件                        |
| 比較されることが想定される場合 | 他社製品と比較されることが想定されるCFPの算定で、上記に追加して満たすべき最低要件※ |

※「比較されることが想定される場合」で算定する場合においても、基礎要件で定められている要件は満たす必要がある

2段階の要件それぞれの活用シーンの例を、下記にて例示している。  
ただし、これらは例であり、2段階の要件のどちらを選択すべきかは、算定者が自らが置かれた環境に応じて判断しなければならない。

また、CFP算定の目的に応じて、CFP算定報告書の種類及び形式は、CFP算定の目的の定める段階で定義しなければならない。(Step4 イ. ① CFP算定報告書を参照)

参考：想定されるシーンの例  
満たすべき要件

|                 |                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎要件            | <ul style="list-style-type: none"><li>• 自社のサプライチェーン全体の排出量の把握、排出源の多いプロセスの分析</li><li>• 自社製品の排出量の削減計画の策定、削減推移の測定</li><li>• サプライヤーに対する排出削減の協力要請</li><li>• 金融市場・評価機関等からのScope3排出量に対する開示要求への対応</li><li>• 自主的なCFPによる企業/製品ブランディング</li></ul> |
| +               |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 比較されることが想定される場合 | <ul style="list-style-type: none"><li>• CFPを活用した公共調達</li><li>• CFPに基づく規制等</li><li>• 顧客企業におけるグリーン調達行動での要件化</li></ul>                                                                                                                 |

① 製品別算定ルールの利用

基礎要件

要求事項

- ・ 製品別算定ルールを用いなくてもよい。
- ・ 本ガイドラインに基づいて自社で算定ルールを作成してもよい。

本指針での考え方

- 製品別算定ルールとは、個別の製品カテゴリーあるいは製品ごとに定められた、CFP算定の一連の規則、要求事項及びガイドラインをまとめたものを指す。
- ・ 製品別算定ルールは、決められた算定方法で行うため、自社の状況に応じた算定ルールに調整できない場合がある。
  - ・ 国際的にも、ISO14067に整合した自社独自の算定ルールに基づくCFP算定が許容されることを踏まえて、本ガイドラインに基づき、自社で算定ルールを作成する方法があることを明確化している。

実施方法

- ISO14027で定義されるPCR (Product Category Rule) という用語は、タイプⅢ環境宣言を実施するためのものであるという解釈もあるため、PCRよりも広範なものを示す概念として本ガイドラインでは書き分けた。
- 他社製品と比較されることが想定されない場合については、本ガイドラインに基づいて自社で自主的な算定ルールを作成してもよい。
- ただし、自社のルールに基づいて算定する場合は、用いた算定方法をCFP算定報告書において記載し、CFPの利活用者となるステークホルダーに説明しなければならない。

比較されることが想定される場合

- ・ 製品別算定ルールを用いなければならない。
  - ・ 新規の製品別算定ルールを作成してもよい。
- ISOにおいては環境ラベルプログラムの枠外でもPCRを活用することも想定されている。
- 環境ラベルプログラムの枠外において、他社製品と比較されることが想定されるCFPを算定することを想定し、PCR/製品別算定ルールを利用する考え方を整理する。
- 他社製品と比較されることが想定されるCFPを算定する場合は、当該製品に関する製品別算定ルールを用いなければならない。
- 製品別算定ルールは既存のものが存在する場合はそれを用いるが、適切な策定プロセスにより、新規の製品別算定ルールを作成してもよい。
- 新規の製品別算定ルールを作成する場合の例は、以下のとおり。
- ・ 競合企業、利害関係者（顧客、コミュニティ、サプライヤー、規制当局 等）が協議し、新たに製品別算定ルールを作成すべきと合意された場合。
  - ・ 海外で策定されたものであり、日本国内での実態を踏まえた製品別算定ルールを作成することが適当である場合。
  - ・ 何らかの利用制限が課されているため、幅広い者が利用できない場合。



② 製品別算定ルール作成（1 / 3）

基礎要件

要求事項

- 製品別算定ルールを新たに作成したり、改定する場合は、利害関係者による協議をしなければならない。

本指針での考え方

- 製品別算定ルールは、当該製品に関する利害関係者と協議を適切に実施することができる者によって作成されなければならない。具体的には、業界団体、企業コンソーシアム等によって作成されることが想定される。
- 本項目では、環境ラベルプログラムの枠外において、他社製品と比較されることが想定されるCFPを算定することを想定し、製品別算定ルールを新たに作成するための方法を整理する。
- なお、製品別算定ルールは、ISO14027で定義されているPCRのみならず、業界団体等が策定する製品分野別のCFP算定ガイドライン等も想定されうる。

実施方法

製品別算定ルールを作成する際には、可能な限り、同業他社等の幅広い利害関係者に協議を呼び掛け、ルールの策定作業を行う。幅広い利害関係者の巻き込みは、製品別算定ルールの妥当性について、CFPの利用者の理解を得るために重要である。また、製品別算定ルールの改訂の必要性について、利害関係者から提起された場合、製品別算定ルールの策定者は、当該算定ルールの改訂を検討しなければならない。

具体的な作成プロセスを、図3で示す。

② 製品別算定ルール作成 ( 2 / 3 )

図 3 製品別算定ルールの作成プロセス

| プロセス  | 実施事項                                                                                                                                                                                                                                 | 主な要求事項                                                                                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 準備    | <ul style="list-style-type: none"><li>製品別算定ルールの策定主体又はその構成員等が、ルールの策定を提案する。</li><li>製品別算定ルールの策定主体（例：業界団体）を決定し、作業部会等を設置する。</li></ul>                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"><li>作業部会は、利害関係者の視点及び能力のバランスの取れた組み合わせを確保しなければならない。</li></ul>                                                           |
| 草案作成  | <ul style="list-style-type: none"><li>作業部会が、製品別算定ルールを起草する。<ul style="list-style-type: none"><li>その内容は、ISO/TS14027規定の要件も参考にすること。</li></ul></li></ul>                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>新規作成前に同カテゴリーの既存の製品別算定ルールを探さなければならない。</li><li>既存ルールを使用しない場合、その正当性を示さなければならない。</li></ul>                            |
| 協議    | <ul style="list-style-type: none"><li>策定主体が、草案を利害関係者に提示し、意見を募集する。</li><li>作業部会は、意見募集を踏まえた利害対立を解決するよう努める。</li></ul>                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>当該の製品別算定ルールが、国内以外の利害関係者に大きな影響を与え、又は関与する場合、これらの関係者を関与させるよう努力することが望ましい。</li></ul>                                   |
| レビュー  | <ul style="list-style-type: none"><li>策定主体は、必要に応じて、外部レビューを依頼する。</li><li>外部レビューは、製品別算定ルールが本指針の要求項目を満たしているかレビューし、レビュー結果を提出する。</li><li>作業部会は、レビュー結果を確認の上、必要に応じて修正等対応する。</li></ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"><li>外部レビューは、少なくとも3名の独立した外部専門家からなるバランスの取れた構成にしなければならない。</li><li>また、筆頭となるレビューは、当該製品を生産・供給する業界から独立していなければならない。</li></ul> |
| 発効・公開 | <ul style="list-style-type: none"><li>策定主体が、当該製品別算定ルールに対して、他と誤認しないような名称や番号を命名する。</li><li>策定主体が、利害関係者に対して製品別算定ルールを公開する。<ul style="list-style-type: none"><li>必要に応じ、当該製品別算定ルールを用いて算定されたCFPを利活用する者が参照できるような状態で公開する。</li></ul></li></ul> |                                                                                                                                                         |
| 更新・改訂 | <ul style="list-style-type: none"><li>策定主体は、必要に応じて、製品別算定ルールを更新する。</li></ul>                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"><li>製品別算定ルールの改訂の必要性について、利害関係者から有意に提起された場合、策定主体は、当該算定ルールの改訂を検討しなければならない。</li></ul>                                     |

## ② 製品別算定ルール作成 ( 3 / 3 )

### (参考) 製品別算定ルールの内容の例

#### ① 製品カテゴリーの定義と説明

#### ② 算定単位

- CFPの算定単位は、機能単位で行わなければならない。
- 製品の意図された機能又はサービスに基づくものであり、単位、大きさ、関連する場合は持続時間及び品質水準という観点から、製品システムの定量化された性能として定義されなければならない。同等の機能を果たす製品のみが、同じ製品分類に属する。
- あるいは、基準フローによる算定単位に基づいてもよく、これは市場で関連性のある物理的単位と大きさに基づくことが望ましい (単位質量当たり、単位面積当たり、SKU当たり 等)。

#### ③ 基礎となるLCA又はフットプリント調査を実施するための要件

- 機能単位/システム境界/計算で使用する特定のデータや計算ルールの参照/割当規則/製品寿命

#### ④ 所定のパラメータ (製品別算定ルールで特定された製品の環境情報を提供するためのパラメータ)

- (パラメータの例) 1つ又は複数の影響カテゴリー指標結果/基本的なフローであるインベントリ結果群/基本的なフローを表さないデータ群 等

#### ⑤ 関連する他のルールとの関係の定義 (必要な場合)

- 関連する製品別算定ルールが存在する場合、それぞれの製品別算定ルールとの関係を示さなければならない。
- 準拠している国際的なルールやガイドライン等との適合性を示さなければならない。

③ 算定対象とする製品の単位の粒度、CFPの有効期限

基礎要件

要求事項

- (粒度)
- 算定対象とする製品単位の粒度については、想定するCFPの用途に応じて、製品仕様の差異を一定程度は同様とみなして算定してもよい。
- (有効期限)
- 算定したCFPの有効期限は、必要に応じて、製品別算定ルールにおいて定めてもよい。

本指針での考え方

- (粒度)
- 算定対象として設定する製品単位の粒度は、算定者が実施しなければならないCFPの算定回数に影響する。用途に応じた適切な粒度の算定を行いCFP算定を効率化することがCFPの取組推進のために重要。
- (有効期限)
- CFPは、算定を行った後に時間の経過とともに、実体から乖離するリスクがある。ただし、CFP算定の有効期限は、製品の特性に応じて異なると考えられる。必要に応じて有効期限を定めることで、適切な頻度で情報を更新することが望ましい。

実施方法

- (粒度)
- 算定対象とする製品の粒度は、想定されるCFPの用途を考慮して、合理的な範囲内において、どの範囲の仕様の製品を同一の製品単位として見なすか決定する。
- カットオフ基準 (Step2.イ) も参照し、同様とみなす製品単位の仕様の差異がCFP算定に大きく影響しないことをCFPの利活用者に説明できるようにする。
- 例) わずかな仕様の差異ではあるがSKU (Stock keeping Unit) では別扱いされている製品を、同一製品として算定する。
  - 例) LCA上では大きな影響を及ぼさないと考えられる、マイナーな仕様変更を実施した製品は、都度のCFP算定は行わない。
- (有効期限)
- CFP算定結果の有効期限を定める場合には、当該製品のCFP利活用者のニーズを踏まえつつ、製品別算定ルールにおいて定める。製品別算定ルールによらないCFP算定を行う場合については、CFP算定の目的に合致する適切な頻度 (例: 自社のサプライチェーン全体の排出量の把握、を目的とする場合は、製品の使用が有意に変更された場合に再算定する等) で、製品のCFPの実体を把握することに留意する。

## ④ 対象となる温室効果ガス

### 基礎要件

#### 要求事項

- ・ CFPの算定では、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) のみならず、その他の温室効果ガス (GHG) も含まなければならない。

#### 本指針での考え方

- ・ CFPの算定では、CO<sub>2</sub>以外のGHGも算定対象にする必要があることを明確化した。
- ・ 対象とすべきGHGのリストは、ISO14067と同じく、最新のIPCC 評価報告書を参照する。

#### 実施方法

気候変動を引き起こす物質は、CO<sub>2</sub>だけではない。列挙されているGHGは気候変動の原因となる物質であり、単位量当たりの温室効果はCO<sub>2</sub>よりも格段に大きい物質であるため、例え少量であっても留意しなければならない。

ISO14067では、最新のIPCC Assessment Report (AR) で列挙されているGHGを参照するようにガイドされている。なお、本指針の発行時点で最新であるIPCC 第6次評価報告書で列挙されているGHGは、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) の他、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、クロロフルオロカーボン類 (CFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素 (NF<sub>3</sub>) である。なお、ISO14067では、水蒸気とオゾンがCFPの算定対象には含めないとされている。

CFPにおいては、CO<sub>2</sub>以外のGHGについて、温室効果の程度に関しCO<sub>2</sub>を基準に換算し、CO<sub>2</sub>相当量としてその合計値を表示する (その方法は「Step3CFPの算定 イ.計算 ②CO<sub>2</sub>以外のGHGのCO<sub>2</sub>換算」にて解説している)。

## ⑤ CFPの経時比較

### 基礎要件

#### 要 求 事 項

- CFPを経時比較に使用することを意図している場合、トラッキングが可能となるように、同一条件でCFPを算定しなければならない。

#### 本 指 針 で の 考 え 方

- 経時比較とは、同一組織の同一製品における、経時的なCFPの変化の調査を指す（同一製品の場合のみではなく、同一の機能単位や算定単位を持つ代替製品間のCFPの経時的な変化も含む）。
- 例えば、特定の製品に対して排出削減対策を行った成果をモニタリングする際に有用な考え方であり、自社内でCFPを経時比較に使用する場合においても、適切な実施方法を用いて実施されることが望ましい。

「機能単位」の概念については、「Step2算定範囲の設定 ア.バウンダリーの設定 ①算定単位」で解説している。

#### 実 施 方 法

CFPをパフォーマンストラッキングに使用する場合、適切な比較とするために、以下の点に留意して算定を行う。

- 同一の機能単位（あるいは基準フローによる算定単位）で算定する。
- 同一の手法（使用した場合は同一の製品別算定ルール）を用いて算定する（例：データの選定、システム境界、配分等）。

なお、データ収集期間の選択は、季節等の時期的な変動等を考慮した上で適切な期間を選択しなければならない。GHGの排出量ないし除去・吸収量の変動する場合、平均的なGHGの排出量ないし除去・吸収量を算出するために必要な期間のデータを収集しなければならない。





# Step 2

## 算定範囲の設定

---

CFPの算定対象とする範囲(システムバウンダリー)を明確化する

① 算定単位 (1 / 2)

基礎要件

要  
求  
事  
項

- CFPの算定単位は、機能単位で定義しなければならない。
- ただし、中間製品であったり、機能単位での定義が困難な場合は、基準フローで実施してもよい。

比較されることが想定される場合

- 製品別算定ルールで定められている算定単位によりCFPの算定をしなければならない。

本  
指  
針  
で  
の  
考  
え  
方

- 同一製品であったとしても、算定単位は様々なパターンがあり得る。
- 算定対象となる製品の機能や特性に応じて、算定単位を設定する必要があることを示す。
- 算定単位が同一でなければ、CFPの利活用者が、製品間比較することは困難である。
- 製品別算定ルールが定める算定単位に従うことで、算定単位を統一しなければならない。

実  
施  
方  
法

機能単位や基準フローの概念については、図4にて解説している。

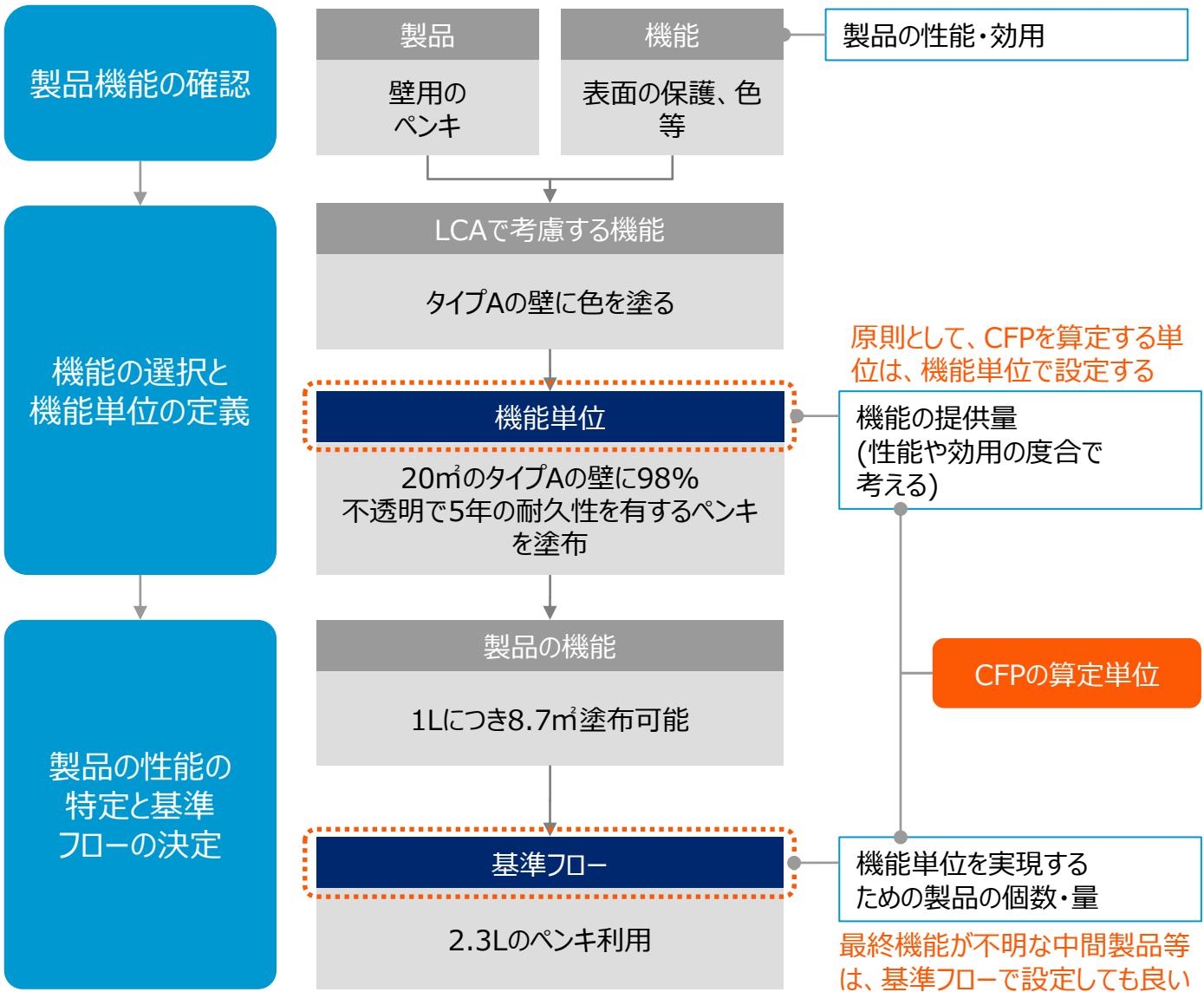
算定単位はCFP算定の目的及び範囲と整合していなければならない。

機能単位は、算定対象となる製品の固有の機能や性能等を踏まえて、自由に設定してもよい。ただし、CFPを他者に提供することを想定している場合は、CFPの情報の利活用者が必要としている機能単位で設定することに留意しなければならない。

異なる企業の製品のCFPを同一の算定単位で算定するためには、製品別算定ルールで定められる算定単位は、一部の製品に特化したものではなく、各利害関係者にとって中立性のあるものにしなければならない。

① 算定単位 (2 / 2)

図 4 機能単位と基準フロー



機能単位

製品システムの定量化された性能 (又は効用) のこと。これを定めることで、一定の性能又は効用あたりのGHG排出量を算出することになる。  
例えば、ペンキの例であれば、どの程度の広さに塗ることができるのか、ペンキの質はどのようなものか、耐用年数は何年か、等が該当する。CFPの数字の前提として、どの程度の性能や効用を得るために、どの程度のCO<sub>2</sub>が排出されるのかを検討するためである。

基準フロー

機能を実現するための製品の量のこと。上記のペンキの例であれば、ペンキの量 (何Lか?) が基準フローに該当する。  
「基準フロー」よりも「機能単位」を優先させるべき理由は、「量」が同じであっても、得られる性能 (効能) が同じであるとは限らず、基準とするべき指標は性能 (効能) の方が適切だからである。一方、機能が不明・特定不可な中間製品は、基準フローにより算定単位を設定してもよい。

② ライフサイクルステージとプロセス ( 1 / 3 )

基礎要件

- 要  
求  
事  
項
- ・ 算定対象とするライフサイクルステージは、最終製品の場合は製品原材料調達から廃棄・リサイクルまで (Cradle to Grave)、中間材の場合は製品の原材料調達から製造 (出荷) まで (Cradle to Gate) を基本としつつ、CFPを提供する相手や提供の目的を考慮し、選択してもよい。
  - ・ 特定のライフサイクルステージやプロセスを除外する場合は、除外するプロセスを明示した上で、除外する理由を説明しなければならない。

- 本  
指  
針  
で  
の  
考  
え  
方
- ・ CFPはライフサイクル全体のGHG排出量を表現するものであるが、B2B取引の際等、Cradle to Gate CFPのニーズも強いことから、必要に応じて選択できるとする。

- 実  
施  
方  
法
- (対象ライフサイクルステージの設定)
- ＜使用段階＞  
製品の使用者、想定されている使い方、製品の耐用年数等、使用段階における算定の背景となるシナリオを設定した上で、その理由を説明できるようにしなければならない。
- ＜廃棄・リサイクル段階＞  
製品の廃棄・リサイクル段階が評価対象に含まれる場合は、それらに由来するGHG排出及び吸収を含めなければならない。具体的な算定方法は分野別ガイドラインや製品別算定ルールを参照する。
- CFPの算定において、対象とするライフサイクルステージは、最終製品の場合においてはCradle to Grave (製品の廃棄まで)、中間材の場合においてはCradle to Gate (製品の出荷まで) を基本的な対象範囲とする。
- ただし、以下の例のとおり、算定が困難な場合や、自社の削減努力を反映できない場合は、対象ライフサイクルステージを変更してもよい。
- 例) 最終製品であっても使用用途の特定が困難な場合 (Cradle to Gateで算定)。  
例) 中間材であっても、最終製品の廃棄までを対象とする方が自社のアピールにつながる場合 (Cradle to Graveで算定)。

参考  
ISO14067:2018 6.3.1 Goal of a CFP study、6.3.8 End-of-life stage、  
6.3.4.1 System boundary –General、6.3.4 System boundary

## ② ライフサイクルステージとプロセス (2 / 3)

### 基礎要件

#### 実施方法

(算定対象とするプロセスの具体化 (除外プロセスの決定) )

各ライフサイクルステージにおいて、CFP算定対象となるプロセスを明確化する。そのためには、ライフサイクルフロー図を作成することが有効である。ライフサイクルフロー図は、バウンダリーの範囲を明確に示し、含まれているプロセスや、各プロセスにおいてGHGの排出に関わるインプットやアウトプットを分かりやすくまとめることができる。

GHG排出量への影響が軽微だと想定されるプロセスについて、算定対象に含める必要がないものとして除外する場合、除外する理由とその影響を説明する。

こうした除外例としては、例えば、算定対象製品のマテリアルフロー・エネルギーフローに直接関連付けされないプロセスが、除外対象と考えられる。

(例)

- 資本財 (例: 工作機械、トラック) の使用時以外 (資本財の製造や設置に伴う排出等)
- 間接的な機器の利用 (例: 施設の照明、空調 等)
- 間接業務の活動 (例: 研究開発、管理機能)
- 製品ユーザーの小売店への輸移動、従業員の通勤

ただし、上記のプロセス・排出源の中でもその製品の機能の実現に関与度が高いものは算定の対象としなければならない。

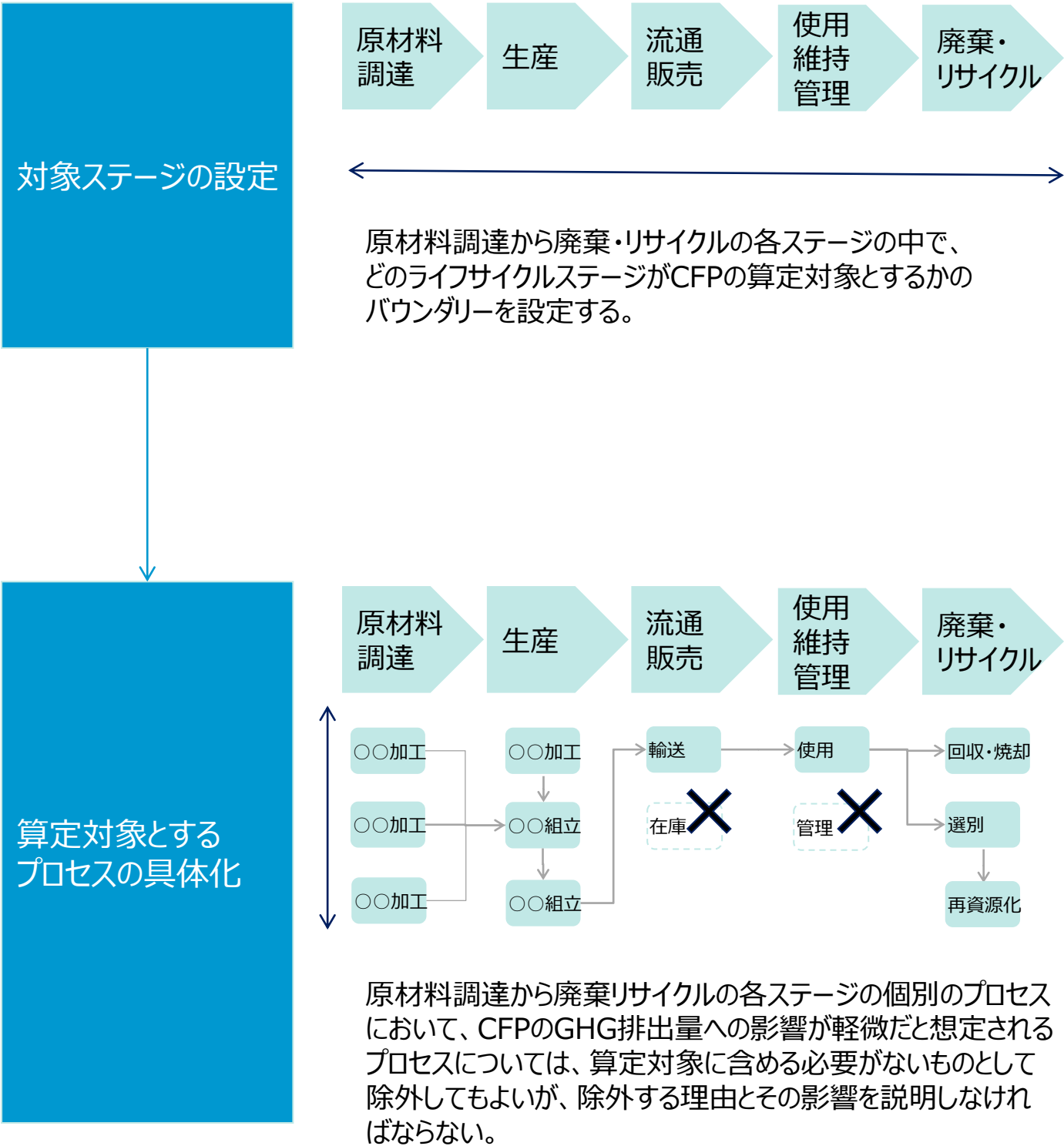
(例: 温度管理が品質に与える影響が大きい製品の生産拠点における空調は対象とする。)

なお、詳細に分析する必要があるプロセスとその他の物を区別する基準を設定しておくことで、詳細な分析は重要なプロセスのみに留めてもよい。また、プロセスは最小の単位に細分化して分析せずに、いくつかのプロセスを統合して分析してもよい。

対象ライフサイクルステージの設定及びバウンダリーの具体化の手順は、図5でも示している。

② ライフサイクルステージとプロセス ( 3 / 3 )

図 5 当該製品のライフサイクルステージや  
プロセスの対象とする範囲の設定





### ③ データ収集期間（時間的バウンダリー）

#### 基礎要件

#### 要求事項

- ・ 製品のライフサイクル内の特定の単位プロセスに関するGHG排出量及び除去・吸収量が時間的に変動する場合、製品のライフサイクルに関連する平均GHG排出量及び除去・吸収量を確定するのに適した期間においてデータを収集しなければならない。

#### 本指針での考え方

- ・ データの時間的バウンダリーとは、算定するCFPがどの期間を代表する数値として算定されているかを表すものである。
- ・ CFPの算定は、その製品の、いつの時点でのCFPであるかを明確化した上で算定する必要がある（例：2022年度のCFP 等）。
- ・ データは、季節変動等による排出量の変動等を考慮し、代表的なCFPを表現できるよう収集しなければならない。

#### 実施方法

CFPが当該期間を適切に代表する数字になるために、データ収集の期間の選択は、短期的な周期（例えば、季節/月単位での変動）と長期的な変動（例えば、年単位での変動）の双方を考慮しなければならない。

これを考慮した上で、当該プロセスの平均的な排出量を計算できるように、データ収集範囲を決定する。

算定対象のプロセスが特定の期間において特別な排出又は除去・吸収が生じる場合、こうした特徴を踏まえてデータを収集しなければならない。例えば、農業は特定の季節のみのプロセスが存在するため、データを収集する対象とする時期に注意が必要である。

# イ カットオフ基準の検討

## 基礎要件

要求事項

- ・ カットオフは、行わないことが望ましい。
- ・ カットオフが避けられない場合であっても、カットオフする算定対象を最小限に留めなければならない。

本指針での考え方

- ・ カットオフとは、特定のプロセスについて、設定したバウンダリーに含まれるにもかかわらずCFPの算定対象から除外することである。
- ・ カットオフは、可能な限り避けることを求める。

実施方法

(カットオフ基準)

カットオフは可能な限り行わないことが望ましい。カットオフが避けられない場合、その影響範囲を必要最小限としなければならない。カットオフが避けられない場合は、例えば、対象製品に固有化できないもの（生産工場等の建設や生産設備の調達や廃棄に係る排出量等）、トレースが難しいもの（外部から調達する際の輸送段階の排出量等）等が想定される。

カットオフする算定対象は、バウンダリーに含まれる排出量の最小限にすることが望ましい。なお、2次データによる推計等により重量当たりの排出量が多い部素材やプロセスはCFPの数値に有意に影響を与える可能性があるため、対象に含めなければならない。

なお、選択されたカットオフ基準及びその基準がCFP算定結果に与える影響を評価し、CFP算定報告書にて記述しなければならない。

① リユース・リサイクル

基礎要件

比較されることが想定される場合

要  
求  
事  
項

- ・ リユース・リサイクルを含めたCFPの算定については、固有特性を踏まえ、製品システムのバウンダリーを設定し、算定対象や配分手順について説明しなければならない。
- ・ 算定対象や配分手順の設定は、当該製品システムのリユース・リサイクルに関する分野別のガイドライン等に基づいて実施することが望ましい。

- ・ 製品別算定ルールに定められた配分方法に従い、バウンダリーを設定し、算定や配分を行わなければならない。

本  
指  
針  
で  
の  
考  
え  
方

- ・ リユース・リサイクルをCFP算定対象に含める場合、その具体的な算定方法は分野別のガイドラインを参照するものとする。

- ・ リサイクルをCFPの算定で考慮する方法は、様々な考え方があり得るため、製品別算定ルールが具体的な方法を定め、算定者はそれに従うことが比較可能性を高めるために適切である。

実  
施  
方  
法

配分に関する割当原則及び手続きは、リサイクルの状況にも適用される。

このとき、リサイクルにおいては、材料の固有特性の変化も考慮しなければならない。また、元の製品システムと後続の製品システムとの間の回収プロセスについては、割当手順における配分原則が確実に守られるように、システムの境界を特定し、説明しなければならない。

具体的な実施方法については、当該のリサイクルプロセスに対応した分野別のガイドライン等を用いて算定することが望ましい。

リサイクルを考慮した算定を行うためには、製品別算定ルールに定められた方法に従わなければならない。

製品別算定ルールでは、基礎要件に記載した内容について、具体的に規定しなければならない。

## ② マスバランス方式

### 基礎要件

#### 要求事項

- ・ CFP算定においてマスバランス方式を用いる場合、その製造プロセスの特性を考慮し、ISO22095<sup>1</sup>に規定されているマスバランスモデルに相当することを前提として、生成物に対して適切にCO<sub>2</sub>排出量を割り当てなければならない。
- ・ マスバランス方式を適用するプロセスにおいては、配分その他のCFPの算定に関する本指針のStep3における実施方法に適合していなければならない。

#### 本指針での考え方

- ・ 素材産業を中心に、持続可能性が高い原材料の活用を推進するためにCFPの算定でマスバランス方式を活用するニーズが高まっており、活用事例が拡大している。一方で、ISO14067ではマスバランス方式の位置づけが明記されていない。
- ・ マスバランス方式は、材料や製品の様々な特性に適応することができる。  
- CO<sub>2</sub>の排出量自体も特性とみなすこともできる。  
(例: CFPが異なるが、その他の特性は同一とみなせる2種類の素材を混合して製品を製造する場合は、CO<sub>2</sub>排出量自体をマスバランス方式を用いる対象とすることができる。)
- ・ 本ガイドラインではマスバランス方式はCFPの算定にも活用可能であるとした上で、具体的な適用方法はその製造プロセスに応じたガイドライン等を用いることが望ましい。

#### 実施方法

マスバランス方式とは、生産プロセスにおいてある特性を持った原料と持たない原料を混合する場合、特性を持った原料の投入量に応じて、その特性を生産物の一部に割り当てる手法のことである。例えば、化石原料とバイオマス原料を混合して生産した場合でも、生産物の一部について、バイオマス原料のみを用いて生産した場合の特性を持っているとみなすことができる。主に生産プロセスにおいて代替原料と従来原料の物理的な分離を実現することが現実的でない産業で使用される。

マスバランス方式をCFP算定で用いる場合、その製造プロセスの特性を考慮し、ISO22095マスバランスモデルを参考として、生成物に対して適切にCO<sub>2</sub>排出量を割り当てるものとする。具体的な方法は以下のとおりである。

- ・ 製品別算定ルールで適用方法が規定されている場合にはそれに従うものとし、各分野におけるガイドライン等の算定根拠を用いて算定する。
- ・ マスバランス方式を適用した場合には、いずれの算定根拠を利用したかを明示する。
- ・ CFPの算定では算定対象としている製品のシステムの内外を明確に区別する必要がある。当該製品システムの外部も含めてバランスさせる方法は、CFPにマスバランス方式を適用する方法として不適切であることに留意が必要である。
  - 例: 算定対象となるCFPと異なる製品もひとくくりにして原料の投入 (input) と製品の生産 (output) をバランスさせている。
- ・ CFPの算定では各プロセスにおけるGHGの排出量 (吸収量) の絶対値を分析しなければならないため、マスバランス方式を用いる際にも、割り当てる「特性」に基づいて、GHGの排出量 (吸収量) の絶対値を算定する必要がある。オフセットを用いた数値に基づいて算定を行うと、CFPとは認められなくなることに留意が必要である。
  - ただし、カーボンオフセットについては、Step3 エに示すとおり、CFPの算定後に活用が可能。

また、CFPの提供を受けて利用する者においてマスバランス方式の適用が不可とされる場合があることにも留意した上で、CFPを算定する者と利用する者の間で予めコミュニケーションがなされた上で利用されることが望ましい。

#### 参考

ISO22095:2020 5.4.2.1 Mass balance model -General

③ バイオマス由来炭素（１／２）

基礎要件

要求事項

- ・ バイオマス由来のGHG排出量及び除去・吸収量は、CFPに含めなければならない。その際、排出量と除去・吸収量は、それぞれ別々に記載することが望ましい。
- ・ また、バイオマス由来製品のライフサイクルにおける全ての関連する単位プロセス（バイオマスの栽培、生産、収穫を含むがこれに限定されない）を調査対象に含めなければならない。
- ・ さらに、バイオマス由来製品のバイオマス由来炭素を算出した場合、CFP調査報告書に別途記載しなければならないが、CFPの算定結果には含めてはならない。
- ・ Cradle to Gate CFPを他者に提供する場合、バイオマス由来製品の炭素含有量に関する情報を提供しなければならない。

本指針での考え方

- ・ なお、バイオマス由来製品のバイオマス由来炭素を算出した場合、CFPの算定結果における考え方としては、バイオマス由来炭素の流入・流出は、基本的にCO<sub>2</sub>吸収と燃焼時のCO<sub>2</sub>排出の量が等しいものとして取り扱う（ただし、持続可能な方法でバイオマスが生産された場合に限る）。例えば、バイオマスプラスチックのライフサイクル上でのCO<sub>2</sub>は、サトウキビの育成時には吸収されるものの、プラスチックを燃焼する際に発生するため、これらの流入・流出は、CFP算定結果ではそれぞれ等しいものとして相殺できる。
- ・ また、Cradle to Gateの場合、バイオマス由来製品の炭素含有量に関する情報を提供しなければならない理由は、バイオマス由来の製品は、生産後、長期間にわたって製品内に炭素を貯蔵する可能性があり、例えば木材を含む建築材を廃棄段階において燃焼した際、GHG排出量の算定に必要な場合が考えられるためである。

実施方法

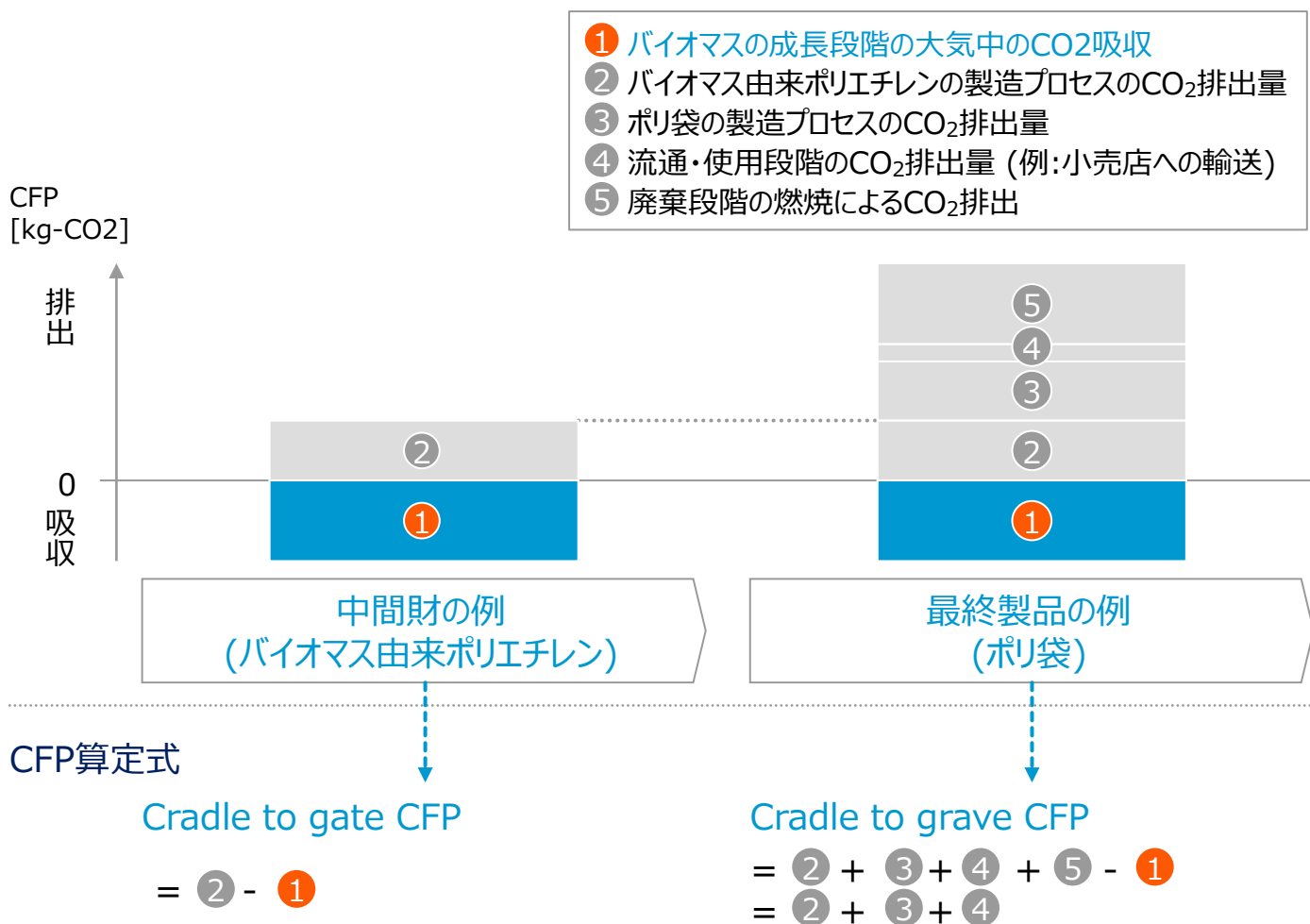
バイオマス由来のGHG排出量及び除去・吸収量は、算定対象製品のライフサイクルにおいて排出されるGHG量（バイオマス由来のCO<sub>2</sub>を含む。ただし、バイオマス燃料の使用に伴うCO<sub>2</sub>は含まない。）と除去・吸収されるGHG量をそれぞれ算定し、その排出量から除去・吸収量を差し引いたものをCFPの値として採用する。

バイオマスは樹木、作物、草、木くず、藻類、動物、廃棄物等の有機物（生きているものと死んでいるもの両方）を指し、バイオマス由来製品はこれらそのもの、又はこれらを使ってつくられたものを指す。（ただし化石は除く）。作物を栽培する場合、光合成によりCO<sub>2</sub>を吸収し、大気中のGHGを吸収するため、この吸収量をCFPに含めなければならない。なお、バイオマス由来製品のCFP算定の基礎的な考え方については、図 6 に示している。

### ③ バイオマス由来炭素（2 / 2）

## 図6 バイオマス由来製品のCFP算定の基礎的な考え方

- バイオマス由来製品のCFP算定については、バイオマス素材の成長段階における大気中のCO<sub>2</sub>吸収量は、吸収した段階で排出量から減じることとされている。（ISO14067）
- 持続可能な方法でバイオマスが生産された場合に限り、バイオマスの成長段階のCO<sub>2</sub>吸収と燃焼時のCO<sub>2</sub>排出の量が等しいとみなすことができる。



### 算定のポイント

- バイオマスが成長段階で大気中から吸収したCO<sub>2</sub>は、マイナスの値として加算する（CFP値がマイナスになる場合もあり得る）。
- バイオマスが吸収したことにより製品中に含まれているバイオマス由来炭素の量は、CFPとは別途報告しなければならない。
- 廃棄時にバイオマスを燃焼することによるCO<sub>2</sub>排出量は、バイオマスが成長段階で吸収した量と同じと見なすことができるため、①と⑤は合計でゼロとなる（ただし、持続可能な方法でバイオマスが生産された場合に限り）。



## ④ 土地利用

### 基礎要件

#### 要求事項

- ・ 土地利用によるGHG排出量と除去・吸収量については、国際的に定められた方法に従って評価し、CFPに含めることが望ましい。
- ・ 含める場合は、国際的に認められた方法に従って土壌やバイオマスの炭素蓄積量の変化を評価し、CFP調査報告書に別途記載しなければならない。
- ・ 含めない場合は、その理由をCFP調査報告書において正当化しなければならない。

#### 本指針での考え方

- ・ 土地利用による排出量又は除去・吸収量をCFP算定に含める場合、具体的な算定方法は国際的なガイドラインを参照するものとする。

#### 実施方法

土地利用によるGHG排出量 (除去・吸収)とは人間による土地利用によってGHGが排出あるいは吸収 (土地管理の変化がないものに限る。) されるものを指し、主な例としては、一時的な森林伐採、作物の刈り取り等が該当する。

農林産物を生産する土地利用において、GHG排出と除去・吸収をもたらす活動例としては、家畜の飼育、肥料の管理、合成肥料・有機質改良剤・石灰の土壌への適用、土壌の水はけ、バイオマス残渣の野焼き、雑草管理、植林、作物や森林のための土地整備、森林の間伐・枝打ち・伐採、農道・林道の開設・維持管理等である。

調査対象期間において、土地利用による排出又は除去・吸収が想定される場合、国際的なガイドライン<sup>1</sup>を用いて、当該プロセスのCFP算定を実施する。

なお、土地利用に関するGHGの排出量と除去・吸収量が考慮されているデータベースの排出係数を用いることにより、必要な評価を行ったとみなしてもよい。

#### (参考)

LCAにおいては、例えば土地利用や土地利用変化、あるいはバイオマス原料の利用等について、自社管理下の範囲における算定のみならず、自社の上流における影響も考慮する必要があることに留意しなければならない。これらのように、上流における排出量又は除去量について、CFPの取組を通じて把握することは、算定者が自社サプライチェーン全体の環境影響評価に取り組む上で重要な視点となる。

#### 参考

ISO14067:2018 6.4.9.6 Land use

1. GHG-Protocolのガイドラインが●●に策定予定。



## ⑤ 必要なデータの特定 – I. 土地利用変化

### 基礎要件

#### 要求事項

- 直接的な土地利用変化の結果生じたGHG排出量と除去・吸収量は、国際的に認められた方法に従って評価し、CFPに含めなければならない。

#### 本指針での考え方

- 土地利用変化とは、CFPの調査対象に含まれる土地の人為的な利用方法が変化することである。
- 土地利用変化があった場合、それによるCFP算定の具体的な方法は国際的なガイドラインを参照するものとする。

#### 実施方法

土地利用変化とは人間による土地利用又は土地管理の変化によってGHGが排出あるいは吸収・除去される場合であり、CFPの算定に含めなければならないのは直接的な土地利用変化である。直接的な土地利用変化とは、評価される製品システム内の原材料、中間製品、最終製品又は廃棄物が、生産、使用又は廃棄される場所における人間による土地の利用又は管理の変化を指す。

直接的な土地利用変化の一例として、牛肉を評価対象製品とした場合、家畜を飼育するために土地利用を農地から牧場に変更する土地利用の変化が挙げられる。

土地利用変化は、土地の利用用途や管理方法に直接の変更がなくとも、例えば、森林伐採や土壌の変化、そこに植生するバイオマスの炭素蓄積量の変化等が生じた場合も該当する場合がある。過去数十年間（例えば、IPCCガイドラインで定める20年間）に土地利用変化による排出量又は除去・吸収量の変化が想定される場合、国際的なガイドライン<sup>1</sup>を用いて、当該プロセスのCFP算定を実施する。

なお、土地利用変化によるGHGの排出量と除去・吸収量が考慮されているデータベースの排出係数を用いることにより、必要な評価を行ったとみなしてもよい。

参考  
ISO14067:2018 6.4.9.5 Land use change

1. GHG-Protocolのガイドラインが●●に策定予定。



# Step 3

## CFPの算定

---

算定は「データ収集」、「計算」、「算定  
結果の解釈」から構成される

## Step3 の概要

CFPの算定は、算定範囲に含まれているライフサイクルステージ（原材料調達、生産、流通・販売、使用・維持管理、廃棄・リサイクル）ごとに行う。

CFPの算定に必要なデータはプロセスに関する「活動量」及び「排出係数」である。これらを掛けることで、当該プロセスのGHG排出量を算定する。Step2で特定したプロセスについて、それぞれのプロセスにおけるGHG排出量を計算するために必要な「活動量」と「排出係数」を特定する。

- 「活動量」とは、マテリアルやエネルギーの投入量
- 「排出係数」は、単位活動量あたりのGHG排出量

各プロセスにおけるGHGの排出量及び吸収量を算定し、CO<sub>2</sub>以外のGHGをCO<sub>2</sub>相当量に換算する。それらの総和がCFPとなる。

① データの収集 – I. 1次データと2次データ ( 1 / 6 )

基礎要件

比較されることが想定される場合

要  
求  
事  
項

- ・ 自社の所有又は管理下にあるプロセスの活動量については、原則全て1次データを収集しなければならない。
- ・ 原材料や素材の排出係数は、自社の上流のサプライヤーから得られる1次データを活用することが望ましい。

- ・ 製品別算定ルールは、1次データを収集すべき範囲を規定しなければならない。
- ・ 算定者は、製品別算定ルールに従い1次データを収集しなければならない。
- ・ 2次データについて、算定者は製品別算定ルールにおいて指定されたデータベース(バージョンも含む)の2次データを使用しなければならない。

本  
指  
針  
で  
の  
考  
え  
方

- ・ 自社管理下外については1次データ取得が困難な場合があることも踏まえ、自社管理下は1次データを収集しなければならないとしつつ、それ以外は可能な限り取得することが望ましいとする。
- ・ ただし、必須対象以外についても積極的に対象を広げることが重要であり、そのためには算定者やサプライヤ等のデータ収集の「取組度合いが可視化」されること、「データ収集の優先順位」が明示されることが有効。

- ・ 製品間の比較可能性を適切に高めるために、製品別算定ルールでは1次データを収集すべき範囲を規定しなければならない。
- ・ 1次データを収集すべき範囲は、製品の排出量の実態を理解するために重要な排出源であり、かつ事業者が情報収集が現実的に可能な範囲を、製品別算定ルールにおいて具体的に規定しなければならない。
- ・ CFPの算定者は、製品別算定ルールの規定に従って1次データの収集に取り組まなければならない。
- ・ 1次データの提供者が適切なデータを提供することが、1次データを用いたCFPの算定や検証を円滑に行うために重要。

実  
施  
方  
法

自社の所有又は管理下にあるプロセスにおける活動量は、原則全て1次データを収集しなければならない。

原材料や素材の排出係数は、自社管理下外のサプライヤーに対して、1次データの提供を依頼することに努める。サプライヤー側は、適切な依頼を受けた際には、1次データの提供に努めるものとする。

優先的に1次データを活用すべき対象を検討するに当たって、以下の観点を考慮するものとする。

算定者は、製品別算定ルールで規定されている範囲の1次データを収集しなければならない。(活動量)

製品別算定ルールにおいては、自社の所有又は管理下にあるプロセスにおける活動量は、原則全て1次データを収集することを要求する。(排出係数)

排出係数については、1次データを用いるべき物品名等が明記されなければならない。(1次データを収集すべき範囲)

基礎要件の1次データを活用すべき観点に加え、以下の観点を考慮して規定される。

- ・ 算定者がデータを入手することが可能である。

次ページに続く

次ページに続く

## ① データの収集 – I. 1次データと2次データ (2 / 6)

### 基礎要件

### 比較されることが想定される場合

#### 実施方法

- ・ ライフサイクル全体に占める排出量の割合が大きい。
- ・ 当該製品の特性を踏まえると、排出削減に取り組むことが重要であると認められる。
- ・ 実際の排出量と平均的な排出量 (DB値等) に差が大きいことが想定される (削減活動等の反映)。

活動量、あるいは排出係数が2次データの場合は、当該プロセスのGHG排出量は2次データとして扱われる。

原材料や素材の排出係数について、1次データの取得が難しい場合は、IDEA等の2次データを活用してもよい。その際、当該データを使用する正当性を、CFP算定報告書にて説明しなければならない。

一方で、次回以降の算定において、1次データを取得する範囲を拡大していくことに努めなければならない。

#### (1次データの提供)

1次データ提供の際には、1次データに関する基礎情報、バウンダリー、データ収集方法・品質等の情報を添付しなければならない。

#### (2次データを使用した場合)

2次データについては、製品別算定ルールにおいて、用いることができる2次データの情報源 (データベースの名称、バージョン 等) を具体的に指定しなければならない。

CFPの算定者は、2次データを用いる際には、製品別算定ルールが指定する情報源より取得し、算定に使用しなければならない。ただし、指定された情報源に適切なデータが存在しない場合は、用いた情報源とその理由を示した上で、指定外の情報源を用いてもよい。

#### (参考) 1次データの収集に関する指標

1次データの利用の拡大に向けては、CFPの算定において、どの程度1次データを収集し、利用したかを見える化することも重要である。

現在、国際的なガイダンス等では、「1次データ比率(Primary Data Share(PDS))」といった概念が提唱されている。

本ガイドラインではこうした概念について紹介するとともに、CFPの取組における1次データの利用の拡大には段階的なステップが必要であると考えられるため、次頁以降において、以下の2つの方法を示す。

方法1 (算定者の直接のサプライヤーから得たデータの比率を計算する方法) 図7-1

方法2 (サプライヤーの上流までさかのぼって1次データの比率を計算する方法) 図7-2

CFPの算定に取り組む者は、こうした考え方も参考にして、1次データの収集に取り組むことが期待される。

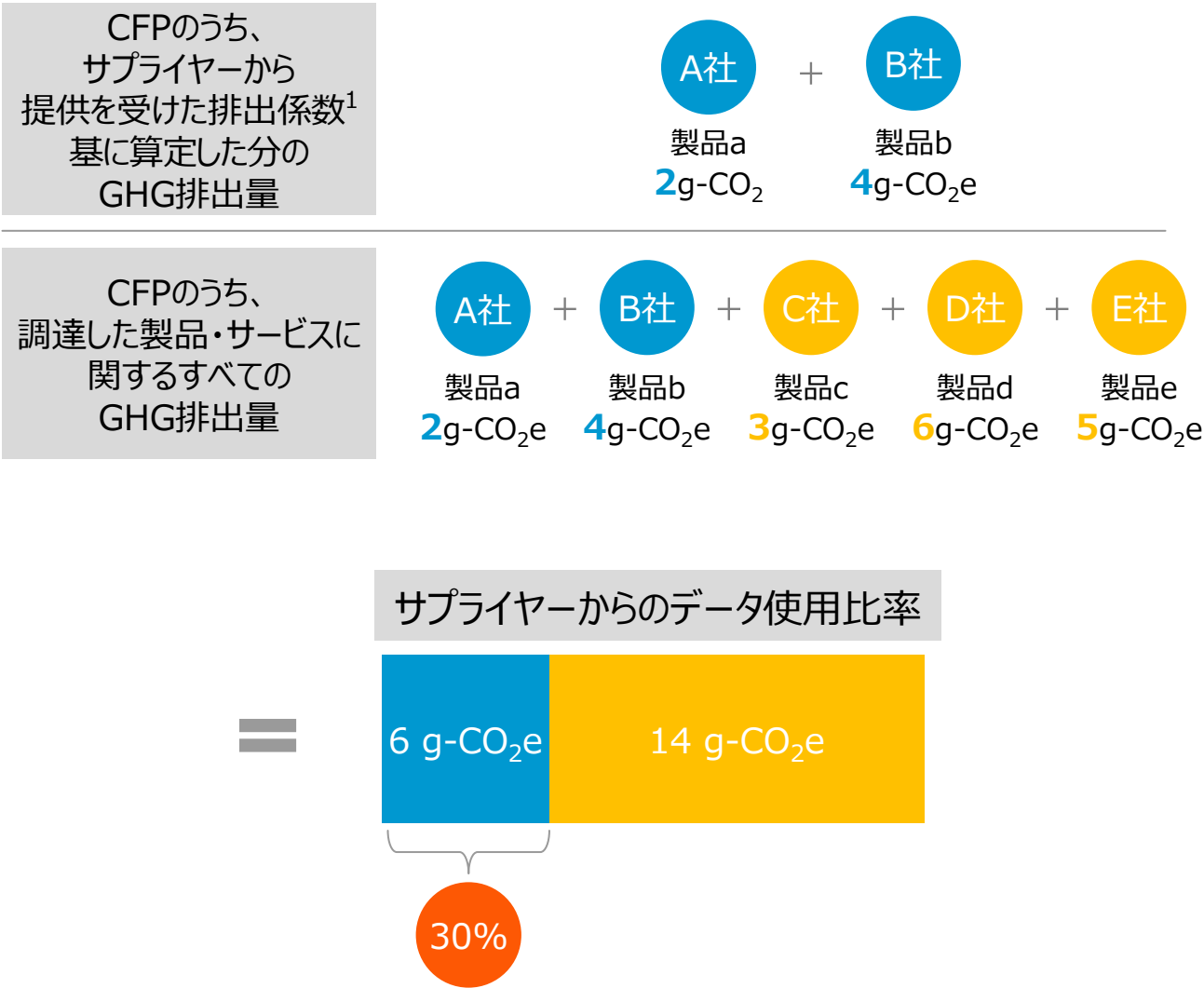
#### 参考

ISO14067:2018 6.3.5 Data and data quality

Pathfinder Methodological Framework – FINAL:2021 7.2.3 Share of primary data

① データの収集 - 1次データと2次データ ( 3 / 6 )

図7-1 サプライヤーから提供されたデータの比率の計算方法



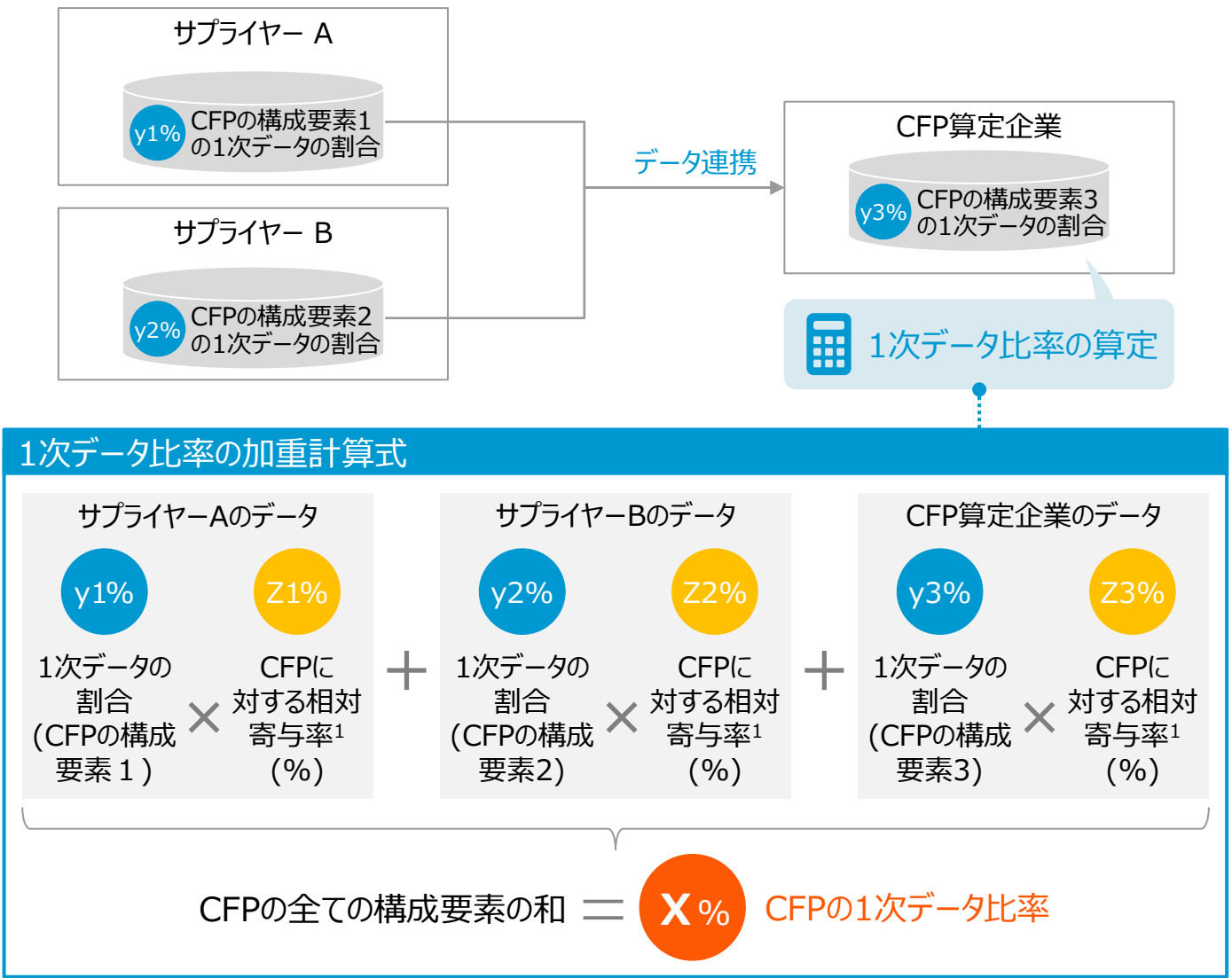
サプライヤーから提供されたデータの使用比率を算出することで、サプライヤーのデータ連携の達成度合いが評価できる。  
※サプライヤーが提供するデータが、1次データで計算されたものか、2次データで計算されたものかの区別を問わずに計算する。

1. サプライヤーが提供する排出係数が、1次データで計算されたものか、2次データで計算されたものかを問わない。



① データの収集 - I. 1次データと2次データ(4/6)

図7-2 (参考)PathFinder Frameworkで示している  
1次データ比率の計算方法



現時点では日本では電力の排出係数の1次データを入手することが難しいため、例えばサプライヤーから排出係数の情報を収集したとしても、上記定義での1次データ比率は極めて低くなる可能性が高い。しかし、活動量のみが1次データで算定された排出係数をサプライヤーから収集することも、サプライチェーン全体の実態を把握し、排出削減の成果をCFPに反映するためには有意義である。本定義式に基づいた1次データ比率が低くなることがサプライヤーからデータを収集する取組の重要性を損なうものではないことに留意が必要である。

参考  
Pathfinder Methodological Framework – FINAL:2021 7.2.3 Share of primary data

## ① データの収集 – I. 1次データと2次データ ( 5 / 6 )

### (参考) 1次データ及び2次データの定義

#### 1次データとは

製品システム内で実際に取得されたデータに基づく計算から得られるプロセス、活動、排出係数の定量化された値を指す。  
サプライチェーンの上流における排出の1次データを入手するためには、サプライヤーから排出量データの提供を受ける必要がある。

#### 2次データとは

1次データの要件を満たさないデータを指す。2次データの情報ソースとして、外部データベースや論文等の同一製品カテゴリー・プロセスのデータ、代理データ (外挿・スケールアップ・カスタマイズ) が存在する。

## ① データの収集 – I. 1次データと2次データ (6 / 6)

### (参考) 1次データの収集範囲

#### 自社の管理下のプロセス

- 活動量は、原則全て1次データを収集しなければならない。
- 排出係数は、1次データが望ましいが、エネルギーの排出係数等、1次データの収集が困難なものは2次データを活用しても良い。

#### 自社の管理外のプロセス (調達物品、輸送等)

- 自社の上流サプライヤーから提供されるCradle to Gateの排出量(1次データ)を活用することが望ましい。
- 難しい場合は、活動量のみを1次データを用い、排出係数は2次データを用いて算定する。
- 活動量についても1次データの入手が難しい場合には、2次データの活動量及び排出係数を用いて自ら算定する。

## ① データの収集 – II. サプライヤーへのデータ提供依頼と下請法等との関係

### 基礎要件

#### 要求事項

- ・ サプライヤーへのデータ提供依頼にあたっては、サプライヤーに対してCFP算定におけるデータ提供の趣旨（CFP算定の重要性）の共通理解を得られるように説明に努めなければならない。
- ・ サプライヤーのデータ取得に伴うコスト負担が適正に下請け代金に含まれるよう、また、目的の達成のために必要な範囲を超えたサプライヤーの技術上又は営業上の秘密提供に当たらないよう、協議・合意形成しなければならない。

#### 本指針での考え方

企業がサプライヤーに対してデータ提供依頼をする際には、下請法や下請振興法に抵触しないようなコミュニケーションを取る必要がある。企業のサプライヤーへのデータ提供依頼の過度の要求又は不必要な自制を防ぎつつ、サプライチェーンの適正なデータ連携を促進するため、適切な実施方法を示した。

#### 実施方法

1次データを用いたCFP算定にあたってサプライヤーからのデータ提供が必要である。下請法や下請振興法を順守しつつデータ提供依頼を行うために、サプライヤーに対してデータ提供依頼の背景について十分説明し理解を得るようにする。

下請代金の決定に際しては、バイヤーとサプライヤーが十分協議を行い、CFP算定に係るデータ提供に必要な費用について下請事業者が受入可能なものとしなければならない（紙面での協議の経緯の保管（見積書に算定コストが記載されている等）を推奨）。

データ提供について、技術上・営業上の秘密等（ノウハウを含む）に該当する場合は、あらかじめ十分に協議を行うことと、データ提供の目的と必要なデータの範囲を明確化するものとする。また、環境対応コストを取引対価の決定における考慮要素とするものとする。

（下請法の観点からの留意点）

サプライヤーとバイヤーとの間で、データ提供業務のための負担額及びその算出根拠、使途、提供の条件等について明確になっていない「経済上の利益」の提供等下請事業者の利益との関係が明らかでない場合は、下請法違反となる可能性がある。

（下請振興法 振興基準の観点からの留意点）

サプライヤーとあらかじめ十分な協議を行い、環境対応等のために必要とする箇所・範囲を明確に定めず、又は、環境対応等の目的を達成するために必要な範囲を超えて、技術上・営業上の秘密等（ノウハウを含む）の提供を求める等の行為は、下請振興法の振興基準に照らして問題となるおそれがある。

#### 参考

下請法 第4条第2項

下請法に関する運用基準 7 不当な経済上の利益の提供要請

下請振興法 振興基準 第4 1 対価の決定の方法の改善、第8 5 知的財産の保護及び取引の適正化

① データの収集 – III. データの質

基礎要件

要  
求  
事  
項

- CFPでは、その算定目的を踏まえて合理的に入手可能なデータのうち、より客観性及び正確性の高いデータを使用することにより、偏りや不確実性をできるだけ低減しなければならない。

本  
指  
針  
で  
の  
考  
え  
方

- CFP算定に用いるデータの質について、注意を払わなければならないことを示す。
- CFPの算定を開始する当初から理想的な質のデータを入手することは困難な場合も存在するため、データの質を高めていく継続的な取組が重要であることを示す。

実  
施  
方  
法

データの質は、定量的及び定性的、双方の側面で評価されなければならない。

データ品質の評価は、以下の観点参考とする。

- 時間範囲: データが取得されてから経った時間と、データが収集されるべき期間  
(排出量が時間的に変動する場合、代表値となっているか否かを含む)
- 地理的範囲: データが収集されるべきエリア・範囲
- 技術的範囲: 算定対象において実際に用いられている特定の技術 (あるいは特定の技術の組み合わせ) の特徴を表現しているデータとなっているか
- 精度: 収集されたデータのばらつき (例: 分散等)
- 完全性: 測定又は推定されたデータ量の割合
- 代表性: 対象とする母集団を利用データがどの程度反映しているかの定性的評価
- 一貫性: 算定全般において、一貫した方法が適用されているか否かという定性的評価
- 再現性: 報告書に示された情報に則ったCFP算定の再現性に対する定性的評価
- データの出典
- 情報の不確実性
- 評価結果に対する改善

品質の低いデータについては、改善策を検討・実行しなければならない。実行した改善策は開示することが望ましい。

① データの収集 – IV. 配分の回避

基礎要件

要求事項

- 配分は、避けることが可能な場合は行ってはならない。
- 回避が難しい場合、複数の製品に配分を行っても良い。
- 配分を行う場合は、方法を明記しなければならない。

本指針での考え方

- 配分を回避するための方法を示す。
- 配分を行うことが避けられない場合のために、配分方法を示す。

実施方法

- 配分の回避
  - 配分を回避する方法には、配分元のプロセスを2つ以上のサブプロセスに分け、そのサブプロセスに関連する入出力データを収集する、もしくは副産物に関する機能を含むよう製品システムを拡張する形で配分を回避、がある。

なお、配分が必要な場合の具体的な例については、図 9 に示している。



① データの収集 – V. 配分する場合の計算方法 ( 1 / 3 )

基礎要件

要求事項

- 1次データの収集では、個別プロセスの排出量の積み上げにより計算する方法が望ましい。
- ただし、その実施が困難な場合は、組織又は事業所単位等の数値を配分することにより特定プロセスの排出量データとして活用してもよい。

本指針での考え方

- ISO14067における1次データ・サイト固有データの定義に従い、単位プロセスのデータ収集に基づく計算（積み上げ）を優先しつつ、データ取得のコスト・難しさを鑑み、組織や事業所全体の排出量を配分したデータの利用も可能としている。
- 算定者自身に加えて、サプライヤーから提供を受ける1次データにおいても同様の考え方である。

実施方法

1次データの取得にあたっては、できる限り個別プロセスの排出量の積み上げにより計算する方法が望ましい（積み上げデータ）。一方で、積み上げデータの取得が困難な場合も想定される。その場合、組織又は事業所単位の数値を配分することにより特定プロセスの排出量データとして活用してもよい（配分データ）。これは、算定者自身に加えて、サプライヤーから提供を受ける1次データにおいても同様である。配分を行うための指標については以下のとおり。

- 優先順位1:物理的指標  
有価物を対象に物理的指標を用いて製品間への排出量及び除去・吸収量の配分を行う必要がある。具体的には、質量、体積、化学量（モル比）等が用いられることがある。
- 優先順位2:その他指標  
物理的指標で配分することが実務上困難な場合、もしくは実態と則していないと判断される場合は、経済的価値等のその他指標を用いて、製品間への排出量及び除去・吸収量の配分を行う。

比較されることが想定される場合

- 配分が必要な場合においては、製品別算定ルールに定められた配分方法に従い、配分しなければならない。
- 配分方法により、各生成物に割り当てられるGHG排出量は有意に変化するため、同一の方法により実施されることが望ましい。
- 当該製品の製造等の特性に適した配分方法が製品別算定ルールにおいて定められることにより、事業者間での差異が生じないようにすることが望ましい。
- 算定者は製品別算定ルールで定められた配分方法に従わなければならない。

配分は様々な方法が取り得るが、製品別算定ルールに定められた配分方法に従わなければならない。

製品別算定ルールでは、配分の方法を具体的に規定しなければならない。

① データの収集 – V. 配分する場合の計算方法（2 / 3）

表 1 積み上げデータと配分データ

| データ収集方法 |                                              |                                                                                   |
|---------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|         | 積み上げデータ（推奨）                                  | 配分データ                                                                             |
| 概要      | 製品システム内の単位プロセスにおいて実際に測定された値やそれに係数を乗じて算出された数値 | 組織又は事業所単位のデータを、製品システムにおける物理的指標や経済的指標により配分した数値                                     |
| 具体例     | プロセスA、プロセスB等において実際に測定されたエネルギー消費量             | 工場全体のエネルギー消費量からプロセスA、プロセスBのエネルギー消費量を求めるために、設備の出力（kw）を用いて工場全体の消費量を配分して得られたエネルギー消費量 |

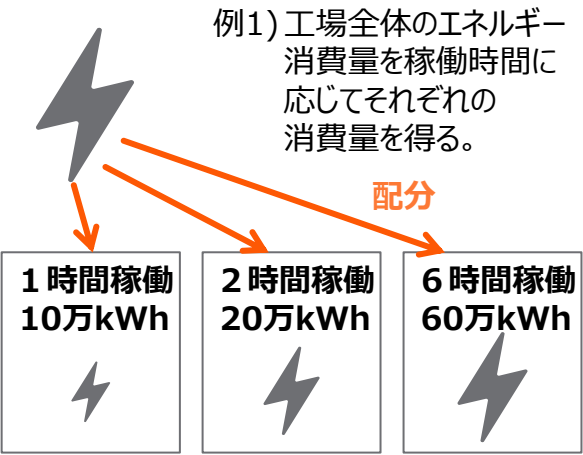
① データの収集 – V. 配分する場合の計算方法 ( 3 / 3 )

図 9 配分の例

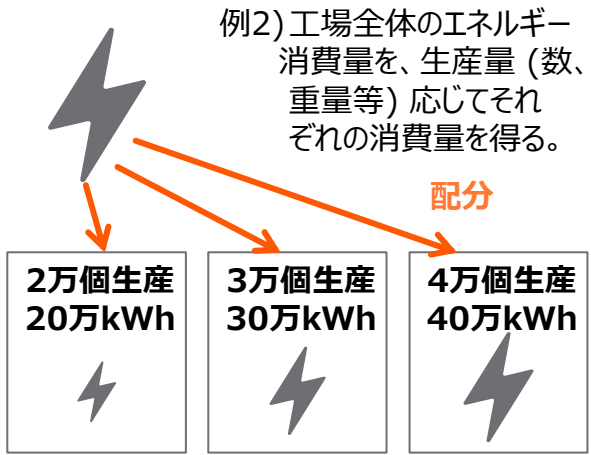
工場における電力消費の場合

組織又は事業所単位データをプロセス単位に割り当てる。例えば工場全体のエネルギー量や排出量しかわからない場合に、製品やプロセス単位の排出量を推計する際に活用する。

工場全体の電力消費量  
90万kWh

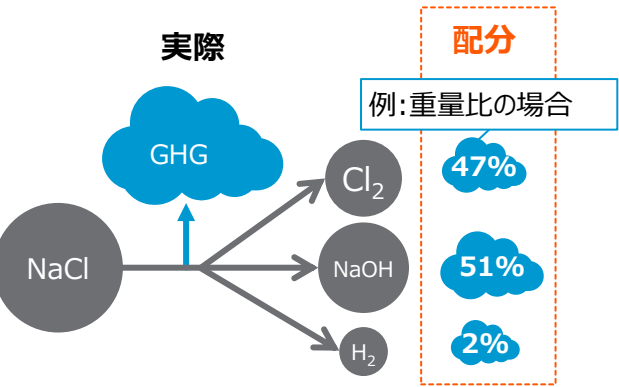


工場全体の電力消費量  
90万kWh



化学反応プロセスの場合

1つのプロセスにおいて複数の生成物 (アウトプット) が得られる場合、生成物の重量比や経済価値等の比率に従って、GHGを割り当てる。これにより、実際は単一プロセスでGHGが生成物別ではなく一括で排出されるが、生成物ごとの排出量を計算することが可能となる。配分は、物理的パラメーター (質量、熱量等) や経済価値等を基に生成物に排出量を割り当てる。



例) NaClの電気分解で、生成物の重量比が Cl<sub>2</sub> 1、NaOH、H<sub>2</sub> = 1:1.085:0.028 = 47%:51%:2%であったとき、この比率に合わせて、GHG排出量が各生成物に割り当てられる。

## ① データの収集 – VI. エネルギーの使用 ( 1 / 2 )

### 基礎要件

#### 要求事項

- エネルギーの排出係数は、エネルギー転換（燃料の燃焼等）の際に直接排出したGHGに加え、それ以外の間接的な排出量も含めなければならない。

#### 本指針での考え方

- ISO14067ではエネルギー転換時の直接排出量のみならずその上流（燃料の生産や輸送）の排出も含めた排出係数を用いなければならないとされており、海外ではそのような算定事例が多いことを踏まえて、上流部分も考慮した計算方法を示す。
- なお、エネルギーの使用に関する排出係数のうち、電力の排出係数については、GHG排出量算定においては、主に以下の2つの電力排出係数が使用されるが、それぞれに以下の課題が存在。
  - IDEA:電力のメニュー別や電源別の排出係数（例：太陽光発電による電力）がない。
  - 温対法の電力事業者別排出係数:発電時の排出量のみが計上され、その上流（燃料の生産や輸送）が含まれていない。

#### 実施方法

CFPの算定において、エネルギーの使用に由来する排出係数は、以下を含む係数を使用する。

- 直接排出:エネルギー転換プロセスにおける排出（燃料の燃焼等）
- 間接排出:上記以外のプロセスにおける排出（燃料の採掘、輸送等）

例えば、火力発電では、発電時の燃焼に伴うGHG排出のみならず、その上流の排出量（燃料の採掘、輸送 等）も電力のライフサイクルに含まれているため、それらを考慮した排出係数を用いることが適当である。

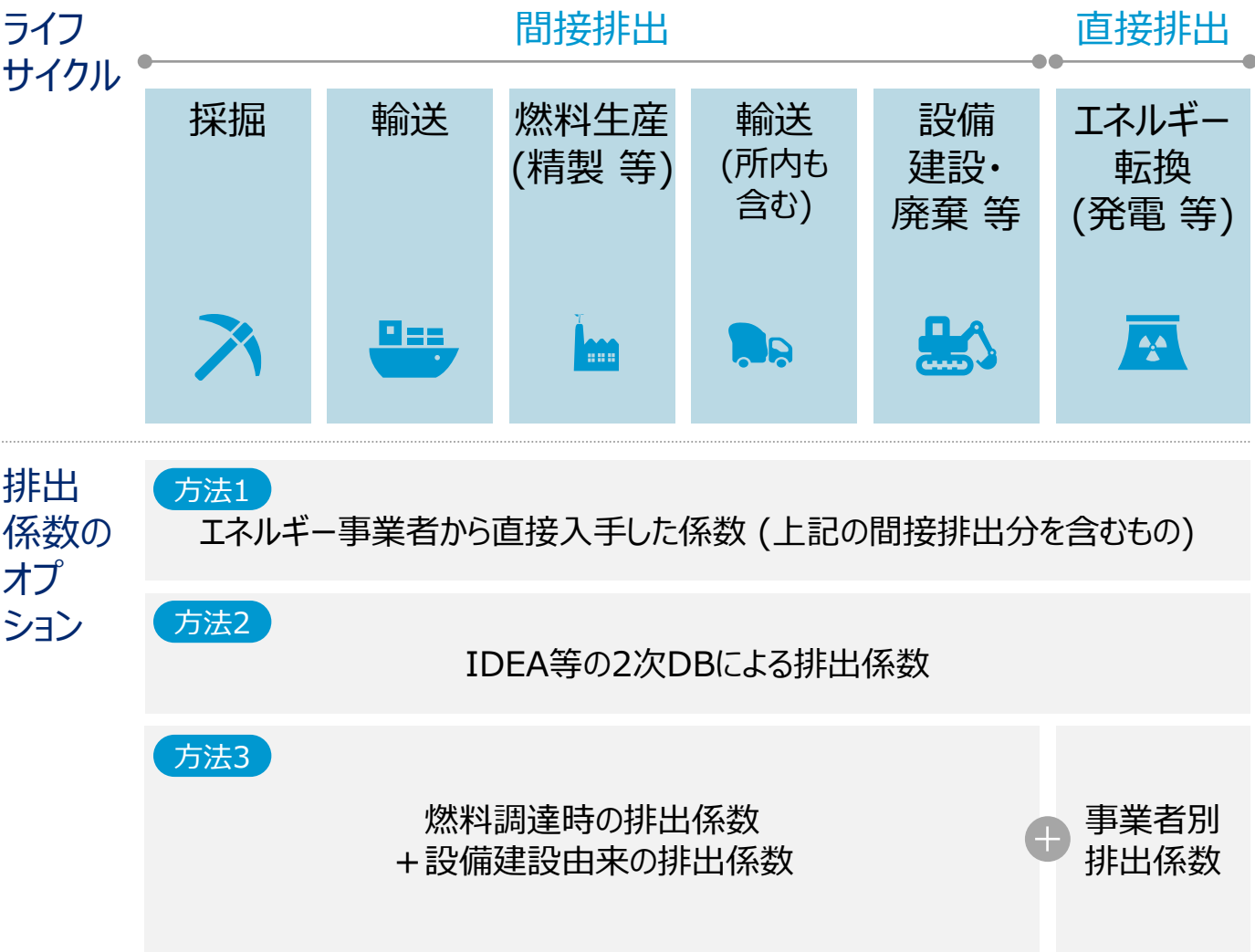
上記の係数を得るためには、具体的には、以下の3つの方法が考えられる。

- 方法①: エネルギー事業者から直接入手した係数（間接排出分を含むもの）
- 方法②: IDEA等の2次DBによる排出係数
- 方法③: 温対法SHK制度における事業者別排出係数  
+ 燃料調達時の排出係数 + 設備建設由来の排出係数

エネルギー由来の内のGHG排出量の算定方法については、図10に示している。なお、エネルギー由来のうち電気と熱については、小売電気事業者は再エネ証書等を使用することが可能であり、その方法は図11、図12に示している。

① データの収集 – VI. エネルギーの使用（2 / 2）

図10 使用エネルギー由来のGHG排出量の算定方法



※電気については用いた事業者別排出係数の電源構成に応じて入手する必要がある。  
※間接排出に該当する排出係数を入手して購入したメニューのエネルギー源配分に応じて適切に計算した場合に限る。

電力については「環境省温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の電気事業者別排出係数一覧」に記載。

① 再エネ証書等（1 / 5）

基礎要件

要求事項

- CFPの算定では、外部から購入した電力及び熱について、再エネ証書等を用いてもよい。

本指針での考え方

- 電力由来排出量を算定するにあたって、再エネ証書等は、利用した電力の属性を表すものとして、その環境価値を利用可能とする。ただし、どのような証書を用いたのか明示しなければならない。
- 電力だけでなく、熱についても同様の考え方を適用してもよい。
- 再エネ証書等を用いる際の排出量の計算方法は、図11及び12に示す方法を用いてCFPを計算する。

比較されることが想定される場合

- 製品別算定ルールに従い、再エネ証書等を利用しなければならない。
- 製品別算定ルールにおいては、使用できる再エネ証書等の種類及び計算方法を示さなければならない。

- 再エネ証書等を利用してもよいかどうかについては、製品別算定ルールにおいて指定するものとし、算定者は製品別算定ルールに従って、証書の利活用を判断する。
- 再エネ証書等を利用可能とする場合においても、①利用可能な証書の種類②計算方法、について、本指針を参考としつつ、製品別算定ルールにおいて定めるものとする。

実施方法

次ページに続く

次ページに続く

## ① 再エネ証書等（2/5）

### 基礎要件

#### 実施方法

- 使用可能な証書等は、国内であれば、
- ・（電力の場合）J-クレジット（再エネ電力由来）<sup>1</sup>、非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書
  - ・（熱の場合）J-クレジット（再エネ熱由来）<sup>1</sup>、グリーン熱証書とする。

各種再エネ証書等を用いた場合の排出量の計算方法は、図11及び図12とする。

「外部から購入した（非化石証書の場合は系統から購入した）使用電力由来GHG排出量」を控除量の上限とする。

また、各証書における控除方法の計算式を、図12にて示す。

なお、電力、熱いずれであっても、再エネ証書等を活用する場合は、どのような証書を用いたのか明記しなければならない。

また、再エネ証書等の購入や割当て等の管理は、再エネ証書等の使用者自身が行わなければならない。

エネルギー事業者がCFPの算定を行う場合に再エネ証書等を活用する場合においても、上記方法に準じて計算<sup>2</sup>することができる。<sup>3</sup>

なお、電力等のエネルギーの需要家が温対法の排出係数を用いてCFPを計算する場合には、前述のとおりp55の方法3に従って計算できるものとする。

### 比較されることが想定される場合

- ・ 使用可能な証書の種類、計算方法は、製品別算定ルールに従って使用するものとする。
- ・ 製品別算定ルールでは、本指針を参考としつつ、使用可能な再エネ証書等の種類を指定する。
- ・ 製品別算定ルールでは、本指針に示した計算方法を原則として採用する。

#### 参考

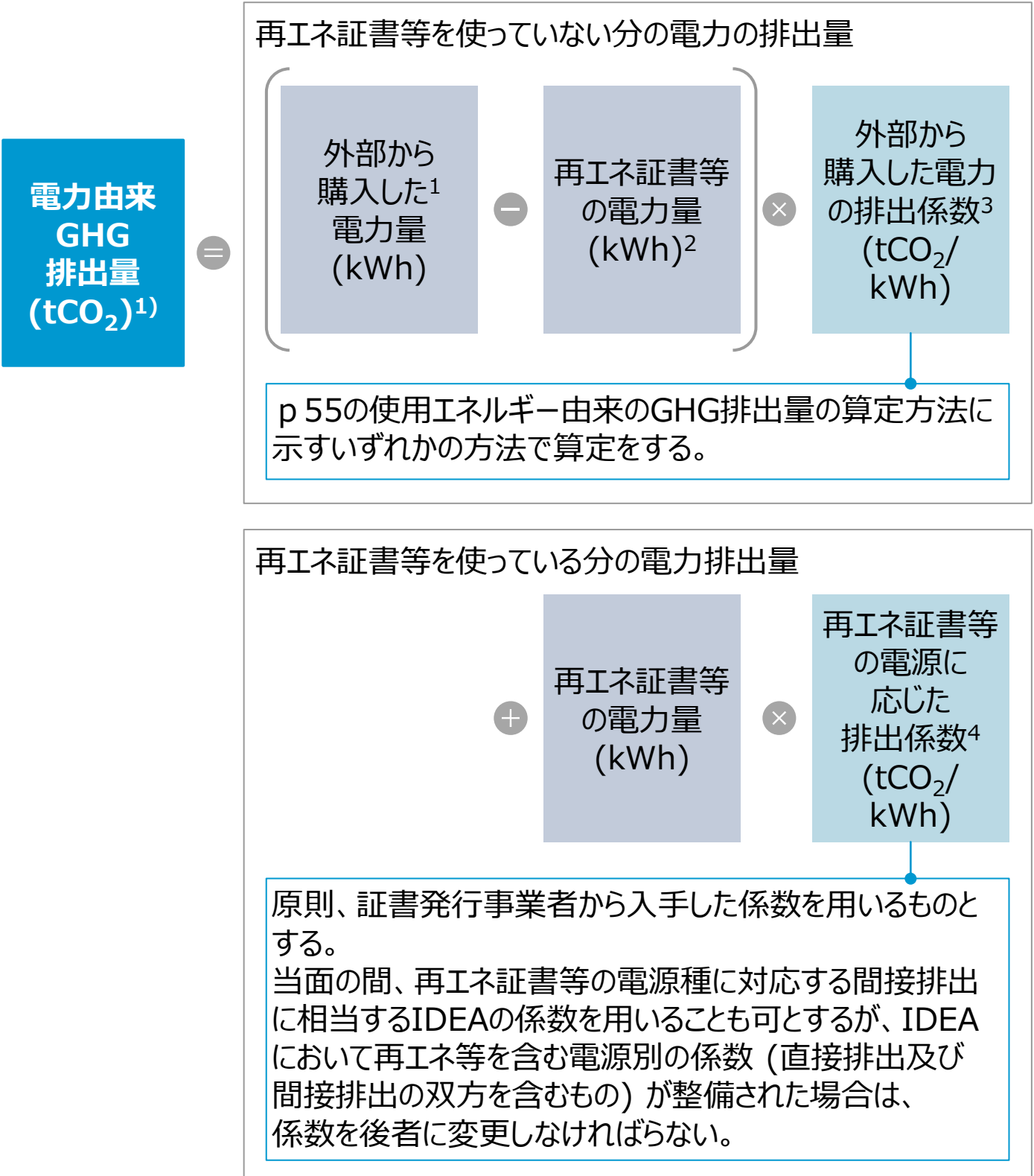
ISO14067:2018 6.4.9.4.4 Electricity from the grid

1. この計算方法におけるJ-クレジット（再エネ電力由来、再エネ熱由来）の活用は、外部から調達したエネルギーの性質を示すためのものであって、本指針におけるカーボンオフセットには該当しない。
2. エネルギー事業者においては、非FIT非化石証書の利用も可能とする。
3. エネルギー事業者が提供する排出係数（算定者がP55の方法1で利用可能な排出係数）の算定方法については、上記で示した方法以外の方法があり得るのかも含めて、引き続き検討する。



① 再エネ証書等（3 / 5）

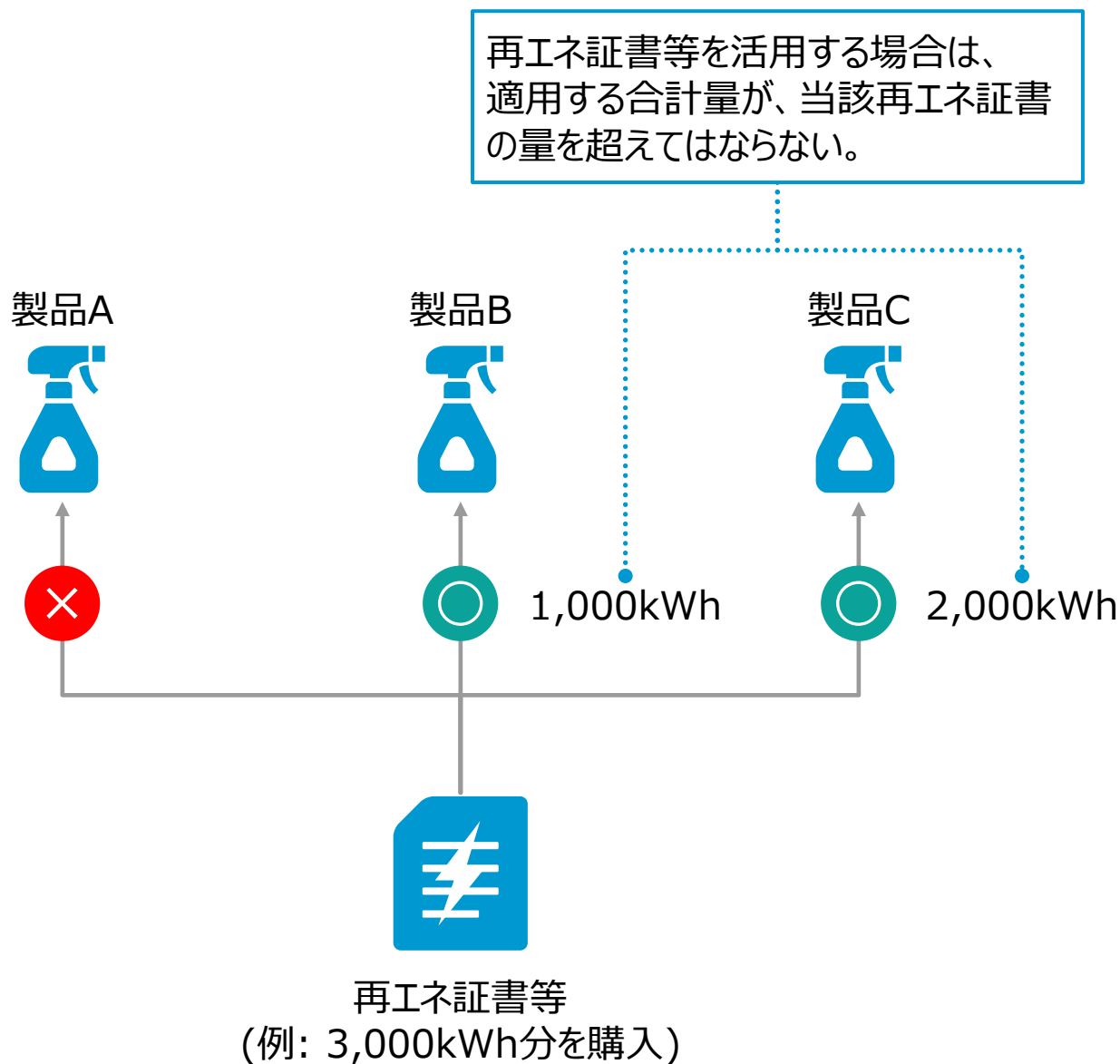
図11（参考）再エネ証書等を用いる際の計算方法（電力）



1. 非化石証書の場合、系統から購入した電力量。  
2. Jクレジットはt-CO2単位で発行されるが、希望者には再生可能エネルギー算定量（MWh 単位）を記した書類も発行される。単位はkWhに揃える必要がある。  
3. 全電源の係数、電源別の係数、いずれも許容する。  
4. 証書の電源の種類に応じた係数とする。

## ① 再エネ証書等（４／５）

### （参考）再エネ証書等をCFPに活用する基本的な考え方

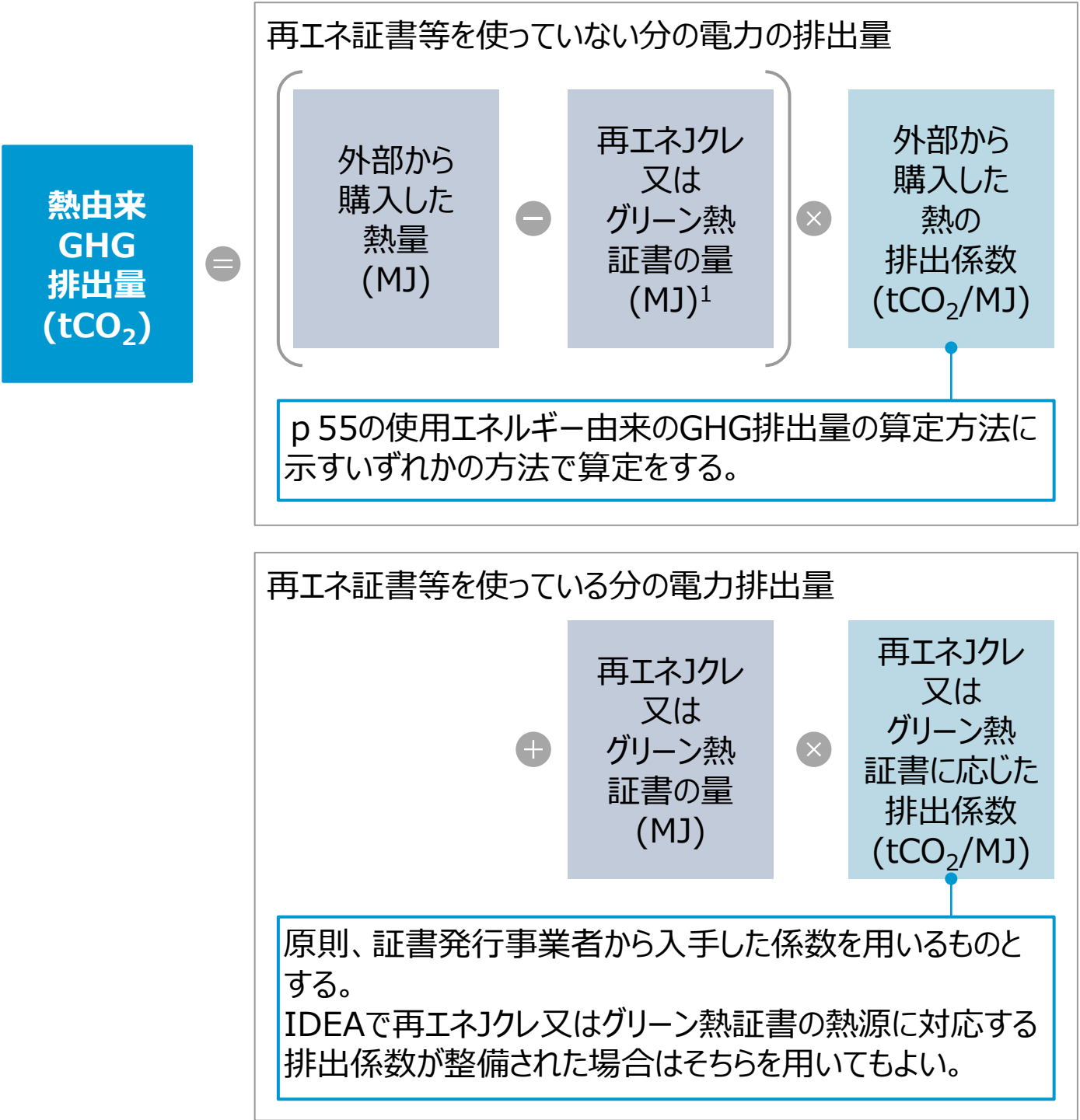


CFPに用いた再エネ証書等は、組織単位の算定にも活用してもよい。  
(ただし、再エネ証書等を適用するCFPにおける外部から購入した電力由来の排出量が、当該組織単位の排出量にも含まれている場合)<sup>1)</sup>  
(なお組織単位と製品単位で計算方法が異なることに注意が必要)

1. ある電力消費に対して再エネ証書等を用いた場合、その効果は組織単位/製品単位の双方で現れると考えられるため。

① 再エネ証書等（5 / 5）

図12（参考）再エネ証書等を用いる際の計算方法（熱）



1. Jクレジットはt-CO<sub>2</sub>単位で発行されるが、希望者には再生可能エネルギー算定量（GJ 単位）を記した書類も発行される。単位はMJに揃える必要がある。

## ② CO<sub>2</sub>以外のGHGのCO<sub>2</sub>換算 ( 1 / 2 )

### 基礎要件

#### 要求事項

- CO<sub>2</sub>以外のGHGについては、GHG排出あるいは除去・吸収の質量と地球温暖化係数（GWP）を乗じることで、CO<sub>2</sub>相当量に換算しなければならない。
- GWPは、IPCCの報告書に記載されている100年のGWPを用いなければならない。

#### 本ガイドラインでの考え方

- IPCCからは20年、100年、500年といった異なる時間軸のGWPが発表されているが、ISO14067の規定や、国際的な慣習に倣い、100年のもの（GWP 100）を用いて計算することとする。

#### 実施方法

地球温暖化係数（GWP:Global Warming Potential）とは、単位質量のGHGが大気中に放出されたときに、一定時間内（例えば100年）に地球に与える温暖化の影響を、CO<sub>2</sub>に対する比率として表したもの。

IPCC により GWP 値が修正された場合、CFP 算定には最新の値を使用しなければならない。なお、最新のIPCC（IPCC 第6次評価報告書（AR6））のGWP100の値を図13に示す。

GWP 100 に加えて、IPCC が示す他の時間軸のGWPやGTPを用いてもよいが、GWPの100年係数を用いて算定したCFPとは別途報告されることが望ましい。

② CO<sub>2</sub>以外のGHGのCO<sub>2</sub>換算 ( 2 / 2 )

図13 (参考) IPCC 第6次評価報告書 GWP100の係数<sup>1</sup>

|          | GWP100 |
|----------|--------|
| CO2      | 1.0    |
| CH4      | 27.9   |
| N2O      | 273.0  |
| HFC－32   | 771.0  |
| HFC-134a | 1530.0 |
| CFC-11   | 5560.0 |
| PFC-14   | 7380.0 |
| NF3      | 17400  |

参考  
Climate Change 2021 The Physical Science Basis Working Group I Contribution to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change table 7.SM.7 より抜粋

1. ガイドラインの発行時点での最新のICPP GWP100の数値

ウ 算定結果の解釈

基礎要件

要求事項

- CFP算定結果は、設定された目的及び範囲に従って、解釈されなければならない。

本ガイドラインでの考え方

- CFPの算定者が得られた結果について正しく理解して今後の改善につなげたり、またCFPの情報を利活用する者が適切にCFPの数値を利活用したりするために、CFPの算定者は算定結果の数値のみならず、数値の解釈についても検討し、CFPの利活用者に伝えなければならない。

実施方法

- CFP算定結果の解釈は、以下のステップに従って実施する。
- 重要な論点の特定（例：ライフサイクルステージ、単位プロセス、又はフロー 等）
  - 網羅性、一貫性、及び感度分析に関する評価
  - 算定の結論、限界、今後に向けた推奨事項の検討

- CFPの算定結果の解釈は、以下の事項に留意しつつ実施しなければならない。
- 不確実性の評価を含んでいること（四捨五入のルールや範囲の適用を含む）
  - 配分の方法を特定し、文書化していること（CFP算定報告書に詳細を記述する）
  - 算定したCFPの限界を明らかにすること

- また、解釈には、以下の点を含んでいることが望ましい。
- 重要なインプット、アウトプット、及び方法論の選択（配分手順を含む）に関する感度分析（算定結果の感度及び不確実性を理解するため）
  - 使用段階のシナリオが異なる場合に、算定結果に及ぼす影響の評価
  - 廃棄・リサイクル段階のシナリオが異なる場合に、算定結果に及ぼす影響の評価
  - 今後に向けた推奨事項（上記の解釈のステップに含まれているもの）が最終結果に及ぼす影響の評価

- さらに、例えば下記のようなCFP算定を通じた算定者自身が算定プロセスを分析し、今後の算定で改善できる点を記載する等、算定結果の精度向上に資する内容とすることが、より効果的な解釈となる。
- （例）2次データによる計算ではなく、1次データでの計算で望ましいと考えられるプロセス
  - （例）算定結果の確からしさを向上させるための算定方法の提示

## エ カーボンオフセット（１／２）

### 基礎要件

要求事項

- ・ CFPの算定において、カーボンオフセットを適用してはならない。
- ・ 算定後のCFPに対して、オフセットする場合、カーボンオフセットした旨とその詳細を明示しなければならない。

本指針での考え方

- ・ カーボンクレジット等を用いて排出量をオフセットすることで、「カーボンニュートラルな製品」として販売されている製品が増加している。
- ・ 国際的な基準では、CFPと、カーボンオフセットを利用して差し引いた後のGHGインパクトの数値は区別して取り扱うべきで、CFPではカーボンオフセットが活用できないことが規定されている。
- ・ 本指針でも同様に、両者を区別することを要求する。

実施方法

カーボンオフセットを適用したGHGインパクトの数値を他者に提供する場合（例：カーボンニュートラル製品であることを訴求する場合 等）には、カーボンオフセットを実施している旨を明確に示さねばならない。その上で、利用したプログラム名、クレジットの種類等のカーボンオフセットの実施内容に関する情報も併せて示さなければならない。

カーボンオフセットは、必ずしも他者から調達したカーボンクレジットを用いた排出量の相殺のみを指すものではなく、CFP算定対象となる製品システムの外部プロセスにおける排出等の回避を当該CFPに割り当てる操作一般を指す。

オフセットルールを概念を図示したものが図14である。

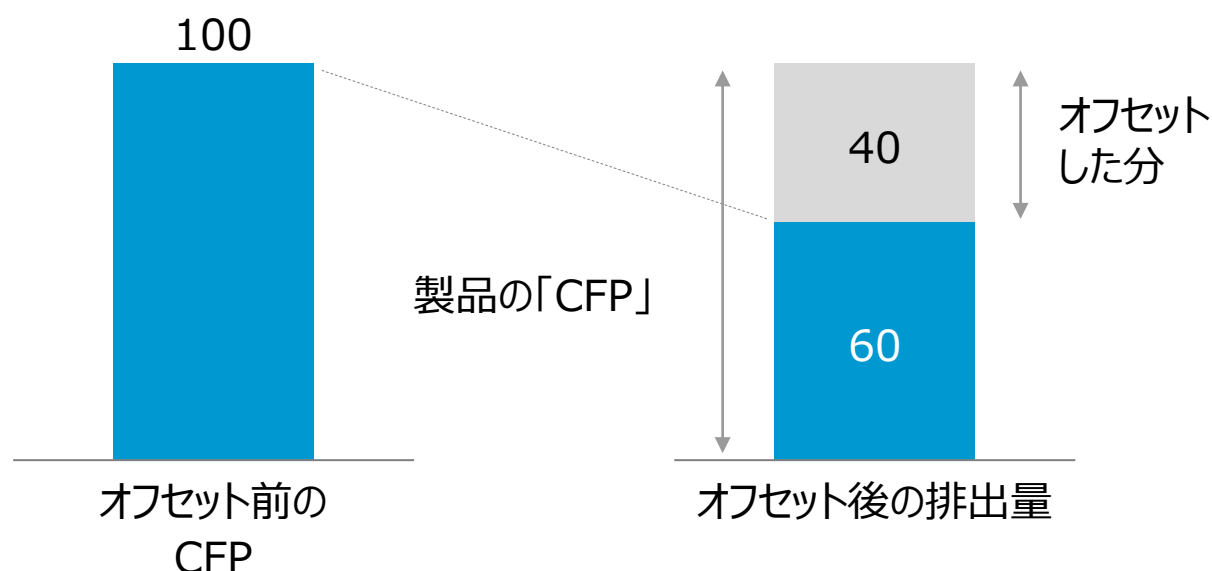


## エ カーボンオフセット（2 / 2）

図14 オフセットルールの具体的イメージ

- CFPの算出において、カーボンオフセットは含めてはならない。
- オフセットを活用する場合、製品の「CFP」を提示した上で、オフセットした旨とその詳細を明示しなければならない。

### CFPにおけるカーボンオフセットのイメージ



### ポイント

- ① CFPの算出において、カーボンオフセットは含めてはならない。
- ② オフセットを活用する場合、製品の「CFP」を提示した上で、オフセットした旨とその詳細を明示しなければならない。
- ③ 具体的には、何がオフセットされたか、使用したオフセットスキームの詳細、また購入者がオフセットプログラムのソースにアクセスするための情報を明示しなければならない。



# Step 4

## 検証・報告

---

CFPの信頼性を担保するため、CFP算  
定が適切に実施されたか否かを検証す  
ることが望ましい

① 検証の要否及び主体（内部検証/第三者検証）

基礎要件

比較されることが想定される場合

要求事項

- 内部検証/第三者検証のいずれかを実施することが望ましい。
- CFP情報の利用者が、検証に関する要件を提示する場合に、算定者は当該要件も考慮する必要がある。

本指針での考え方

- 内部検証と第三者検証は、それぞれ要するコストと得られる効果が異なる。
- 適正なCFPの拡大には、客観性の担保と裾野の広いノウハウ獲得の双方が重要。
- CFPの目的や用途に応じて、内部検証/第三者検証のいずれかが適切に選択されることが望ましい。
- CFP情報の利用者が、公平性を確保して他社製品との比較を行う場合、CFP情報の客観性が担保されなければならない。
- 本指針では、CFP情報の提供者（算定者）に対しては検証の重要性を指摘すると共にCFP情報の利用者の課す要件を参照することをガイドする。

実施方法

コストを踏まえた上でより高い客観的な保証が有効と考えられる場合は、第三者検証の実施が望ましい。一方で、算定者自身によるCFPの把握や利活用、コスト・納期と見合った信頼性の確保等を重視する場合は、内部検証を選択してもよい。その場合、算定を実施した者とは別のチームが実施しなければならない。

検証の範囲は、例えば以下について実施される。

- 自社管理下で取得したデータ（活動量及び排出係数）の算定方法の妥当性。
- 排出係数をサプライヤー又は2次データベースから取得した場合は、それが適切に選択されているか。

CFPの目的や用途、検証の効果やコストを考慮した上で、CFP情報の利用者が、検証に関する要件を提示する場合には、当該要件も考慮する必要がある。

参考

|               |                                                                                                |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ISO14067:2018 | 8 Critical review                                                                              |
| ISO14040:2006 | 7 Critical review                                                                              |
| ISO14071:2014 | 4.2 Selecting, contracting and replacing external reviewer(s)<br>4.3.2 Type of critical review |

GHG Protocol

## ② 第三者検証における検証者の要件

### 比較されることが想定される場合

#### 要求事項

- ・ 算定者（CFP情報の提供者）は、第三者検証を実施する場合は、CFP情報の利活用者が希望する検証に関する要件を考慮して、第三者検証機関に検証を依頼することが望ましい。

#### 本指針での考え方

- ・ 検証機関の最低限の適格性を確保し検証結果の客観性を十分に担保するためには、CFPの利用者側が算定者側に対して、以下の実施方法で示すような適切な検証者の要件を設定することが望ましい。

#### 実施方法

検証に必要な要件を考慮した上で、第三者検証機関を選定することが望ましい。

なお、検証機関の最低限の適格性確保に向けてCFP情報の利用者側が求める要件、つまり算定者が考慮すべき要件は、以下のようなものが想定される。

（参考：検証主体の原理原則；ISO/IEC17029）

検証主体は、「公平性」「力量」「機密保持」「透明性」「責任性」「申し立てへの対応」「リスクベースアプローチ」の原理原則に従うことが望ましい。

- ・ 公平性：検証プロセスを通じて得られた客観的な証拠に基づき、他ステークホルダー等の影響を受けずに判断する。
- ・ 力量：効果的な検証活動に必要な知識、能力、経験、研修、サポート体制を有している。
- ・ 機密保持：検証活動で取得又は作成された機密情報を保護し、不適切に開示しない。
- ・ 透明性：検証プロセスに関する公開可能な各種情報を情報開示又は一般公開する。
- ・ 責任性：十分かつ適切な客観的証拠に基づいた検証報告に対して責任を有する。
- ・ 申し立てへの対応：ステークホルダーは、検証に対して苦情を申し立てる機会を有する。検証結果の全て利用者に対して誠実さ及び信頼性を示すため、申し立てへ対応する必要がある。
- ・ リスクベースアプローチ：上記の担保を毀損しうるリスクを考慮する必要がある。

（参考：検証機関の情報開示）

また、算定者が検証機関を適切に選択できるよう、検証機関は、関連するISOの遵守/取得状況や実績（検証対象企業・製品、検証証明書等）を詳細に開示することが望ましい。

③ 検証実施上の留意事項 – I. 検証の水準及び手法（1 / 2）

基礎要件

要求事項

- 検証の水準は、合理的保証あるいは限定的保証のいずれも可能とする。
- 第三者検証を実施する際には、二重責任の原則に基づき、算定者と検証者が各々の責任範囲に基づいて実施されなければならない。

本指針での考え方

- CFPについて合理的保証を行う難易度が高く、実務的なハードルが高いことを踏まえ、限定的保証を用いてもよい。
- 第三者検証を実施する場合でも、CFPの算定者自身が、算定結果や報告の内容に責任を持つ義務がある旨を明確化する。
- 妥当性確認と検証は異なる概念であり、区別される必要がある。

実施方法

- 保証のレベルは、証拠収集活動の性質・範囲・タイミング・設計・に影響するため、検証の開始に先立って規定されなければならない。
- (二重責任の原則) 事業者には、CFP算定報告書作成に対する事業者の責任があり、検証機関には検証意見表明に対する検証機関の責任 (CFP算定報告書が算定基準に照らして、重要な点を検証機関が自ら入手した検証証拠に基づいて判断した結果を示す責任) がある。
- なお、CFPの算定結果に対する検証を行わない場合であっても、算定ツールに対する妥当性確認を行うことにより、CFP算定結果の妥当性を一定程度保証することができる。
  - 製品数が膨大であったり、検証を実施するコストが負担できない場合等に選択肢になり得る。
- 検証結果は、CFPの算定者が、CFP利活用者に対して開示する。

③ 検証実施上の留意事項 – I. 検証の水準及び手法（2 / 2）

**（参考）検証に関連する概念の整理**

検証とは、過去のデータ及び情報を評価し、宣言内容が基準に適合しているかどうかを判断すること。

**合理的保証**                      積極的形式により表明され、"～は正確である" という肯定文で示されるもの。

**限定的保証**                      消極的形式により表明され、"正確ではないと認められる事項は発見されなかった" 等の二重否定文で示されるもの。

なお、将来の活動に関する宣言を裏付ける前提・制約・手法の合理性を評価することを妥当性確認という。

参考  
ISO14064-3:2019    3.6.2 verification、3.6.3 validation、Annex A A.1 General  
ISO17029

③ 検証実施上の留意事項 – II. 1次データの検証（1 / 2）

基礎要件

比較されることが想定される場合

要  
求  
事  
項

- 1次データの提供を依頼する者は、提供者に対して、当該1次データの品質に関する情報の提供を依頼してもよい。
- 1次データの提供者は、そのデータを用いて算定したCFPを検証する者が参照できるように、必要な情報を添付することが望ましい。
- CFPの算定者は、当該情報も合わせてCFP算定の結果として検証者に提供し、検証者によるCFP算定結果に対する疑義等が生じた場合は、1次データの提供者に対して必要な調査への対応を依頼することが望ましい。

本  
指  
針  
で  
の  
考  
え  
方

- 1次データの共有の際には、データの検証を実施した後に提供されることが望ましいが、中堅・中小企業をはじめ、検証を実施することにハードルが存在する企業もある。
- CFPを算定する者の目的や用途を考慮し、1次データの提供者から必要な情報を得て、必要な1次データの品質を判断することが必要である。
- 検証は比較可能性を担保する上で重要だが、検証の義務化は、1次データを用いたCFPの取組自体の障壁になる恐れもある。
- 我が国のCFPが、海外ステークホルダーに受け入れられるよう、海外の取組と整合していることが望ましい。
- 以上の理由から、1次データの提供者は、サプライチェーン下流での検証の必要性に応じて検証を受けることができるように、必要な情報を1次データに添付して提出するとした。

実  
施  
方  
法

CFPを算定する者の目的や用途を考慮し、必要な1次データの品質を検討する。必要に応じて、1次データの提供者に対して、データの品質に関する問い合わせを行う。

本指針の「④ データの収集 – II. サプライヤーへのデータ提供依頼と下請法等との関係」で示されているように、サプライヤーに対して適切に依頼をしなければならない。

1次データを提供する際には、データ提供者は、1次データに関する基礎情報、バウンダリー、データ収集方法・品質等の情報を添付する。具体的な情報の内容は、Pathfinder Framework<sup>1</sup>が定めるリストを参考にすることができる。検証者は1次データに関する検証を行う際に、当該情報を用いてもよい。

データの重要性や疑義の存在等の理由により更なる調査が必要であると検証者が認めた場合は、検証の依頼者は1次データの提供者であるサプライヤー等に対して必要な調査への対応を依頼する。

なお、CFPの算定において過去に検証済みの1次データが用いられている場合には、CFPの検証の際に当該1次データについて再度検証する必要はない。

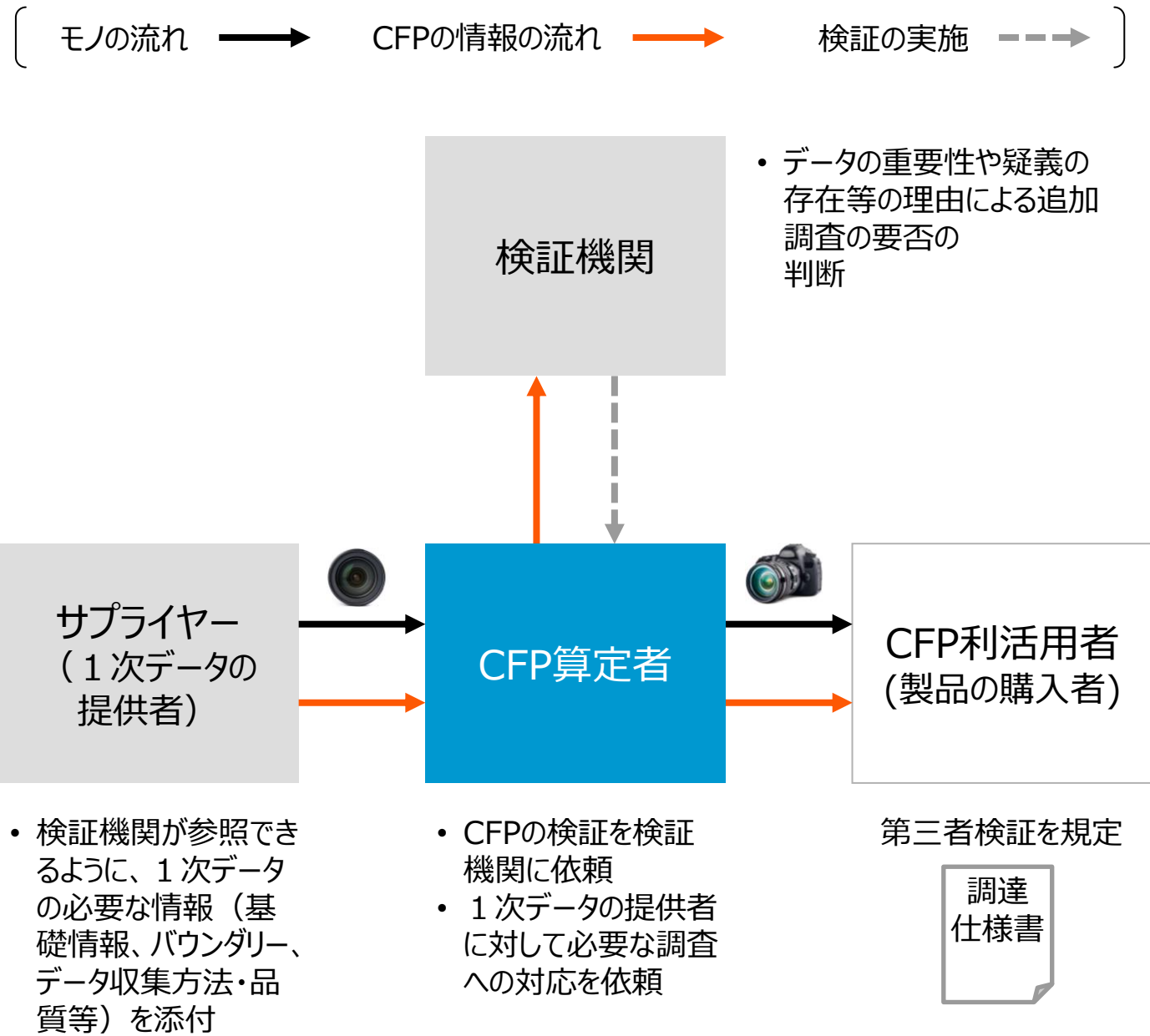
参考  
Pathfinder Framework  
ISO14067:2018 6.3.5 Data and data quality

1. World Business Council for Sustainable Development (WBCSD)において開発されたバリューチェーンを通じた製品レベルの炭素排出量データの算出と交換のためのガイダンス



③ 検証実施上の留意事項 – II. 1次データの検証（2 / 2）

（参考）1 次データの検証に係る役割分担（例）



※算定者自身が自主的に第三者検証を選択する場合や、調達者が第三者検証を要求しない場合も想定されるため、上記はあくまで一例として例示。

※既に検証済みの 1 次データの再度の検証は不要。

① CFP算定報告書

基礎要件

要  
求  
事  
項

- CFP 算定の結果及び結論は、先入観を排除し、CFP 算定報告書に記載しなければならない。
- 結果、データ、手法、仮定、及び解釈は、読者が CFP 算定に、透明性を担保し、十分詳細に説明しなければならない。

本  
指  
針  
で  
の  
考  
え  
方

- CFPの算定結果やその関連情報をCFP情報を活用する者に報告する方法として、ISO14067 7.2 GHG values in the CFP study reportの記載を紹介している。

実  
施  
方  
法

CFP算定報告書の目的は、CFP算定について記述すると共に、本指針等の規定を満たしていることを証明することである。また、CFP算定報告書で取りまとめた結果は、CFPの利活用者に対する情報開示・提供に用いてもよい。なお、必ずしも一般公開をする必要は無い。

CFP算定報告書の種類及び形式は、CFP算定の目的の定める段階で定義されていなければならない。また、CFP算定報告書は、読者が当該報告書のCFP算定目的に応じた方法で算定結果及びライフサイクルの解釈を利用できるようにしなければならない。

## ② 報告するGHGの数値

### 基礎要件

#### 要求事項

- CFP算定報告書では、定義された機能単位（又は基準フロー）あたりのGHG排出量（CO<sub>2</sub>換算値）の質を記載しなければならない。なお、下記に関するGHG排出量及び除去・吸収量については、区別して記載しなければならない。
  - 各ライフサイクルステージ別のGHG排出量及び除去・吸収量（それぞれのライフサイクルのステージへの関連付けや相対的な寄与等を含む。）
  - 化石資源由来のGHG排出量及び除去・吸収量
  - バイオマス由来のGHG排出量及び除去・吸収量
  - 直接的土地利用変化由来のGHG排出量及び除去・吸収量
  - 航空輸送由来のGHG排出量
- また、下記について算定した場合は、CFPの値とは区別して報告しなければならない。
  - 間接的土地利用変化由来のGHG排出量及び除去・吸収量
  - 土地利用由来のGHG排出量及び除去・吸収量
  - 関連する電力グリッドのエネルギーミックスを用いた感度分析
  - 製品中のバイオマス由来炭素の含有量
  - 地球温度変化係数<sup>1</sup>（Global Temperature change Potential 100）を用いて算定したCFP
  - リサイクル効果によるGHG排出削減ポテンシャル

#### 本指針での考え方

- ISO14067 7.2 GHG values in the CFP study reportが定める事項を参考にしつつ、本ガイドラインの考え方を記載している。

#### 実施方法

「各ライフサイクルステージ別のGHG排出量及び除去・吸収量」は全てのCFP算定で重要になる項目であるが、その他の項目については、対象としている製品における当該項目の重要性や数値を算出する実現可能性を考慮した対応をする。例えば、2次データを用いた算定を行う時には、自社外のプロセスにおける化石資源由来の排出量を明らかにすることは困難な場合がある。その場合は、CFP算定報告書の「GHGの数値以外の報告情報」における、当該CFP算定の限界として説明しなければならない。

また、航空輸送由来のように当該製品では該当しない項目は、該当しない旨を説明することが望ましい。

ただし、バイオマス由来炭素の含有量等、CFP利活用者からの数値のニーズが大きく、数値を明記することが当該製品の付加価値につながるため、記載しないことによるデメリットが存在することに留意しなければならない。

#### 参考

ISO14067:2018 7.2 GHG values in the CFP study report

1. 世界平均気温を上げる能力の相対値。GWPと同様に特性化係数の1つだが、異なる方法で算出される。

③ GHGの数値以外の報告情報

基礎要件

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要求事項     | <ul style="list-style-type: none"><li>• CFP 算定報告書には、以下のCFP算定に関連する情報を含めなければならない。<ul style="list-style-type: none"><li>A) 機能単位 (算定単位) と基準フロー</li><li>B) システムバウンダリー</li><li>C) 重要な単位プロセスの一覧</li><li>D) データソース、データ収集に関する情報</li><li>E) 対象としたGHGの一覧</li><li>F) 選択された特性化係数<sup>1</sup></li><li>G) 選択したカットオフ基準と、カットオフ対象としたもの</li><li>H) 配分の方法</li><li>I) 土地利用等の特定のGHG排出・除去 (吸収) のタイミング (該当する場合)</li><li>J) 使用したデータに関する情報 (1次データ比率、データの選択基準、品質に関する評価を含む)</li><li>K) 感度分析及び不確実性評価の結果</li><li>L) 電力の取り扱い (系統電力の排出係数の計算や関連する制約を含む)</li><li>M) 解釈の結果 (結論と限界を含む)</li><li>N) 価値に基づく判断をした場合の開示と正当性の説明<sup>2</sup></li><li>O) スコープ (機能単位、システムバウンダリー等) の正当性</li><li>P) ライフサイクルのステージの説明 (使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオの説明を含む)</li><li>Q) 算定に用いた使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオと異なるものを採用した場合に、最終的な結果に与える影響の評価</li><li>R) CFPの算定対象とした期間 (使用したデータの対象期間を含む)</li><li>S) 参照した製品別算定ルール、又はその他の要件</li><li>T) パフォーマンス・トラッキングに関する説明 (該当する場合)</li></ul></li></ul> |
| 本指針での考え方 | <ul style="list-style-type: none"><li>• ISO14067 7.3 Required information for the CFP study reportの記載を参考にしつつ、本指針の考え方を記載している。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 実施方法     | CFP算定報告書では、GHGの排出量 (除去・吸収量) の数字のみならず、その算定の実施方法等についても説明する必要がある。要求事項に列挙されている情報を漏れなく記載しなければならない。ただし、当該CFPの算定において結論に与える影響が重要でない事項については、その理由について説明したうえで、詳細な検討・報告を省略することがある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

参考  
ISO14067:2018 7.3 Required information for the CFP study report

1. GWP等の係数のこと。  
2. 「CFP算定の原則」では、価値に基づく判断は科学的なアプローチよりも劣後するとされている。

④ 算定者の意図に反して他社製品との比較に用いられることの防止

基礎要件

要  
求  
事  
項

- CFP算定で参照したルールを算定報告書に明記しなければならない。
- 本指針の「比較されることが想定される場合」の要件を満たしていないCFP（つまり、他社製品との比較に用いることができないCFP）を他者に提供する際には、他社が算定したCFPとの比較はできない旨を算定報告書に明記しなければならない。

本  
指  
針  
で  
の  
考  
え  
方

- CFPの数値を受け取る者（顧客企業等）は、算定者の意図に反して、他社製品のCFPと比較されることが不適切なCFPを比較に用いる恐れがある。
- 不適切な比較を防止する観点から、注意を喚起することを義務づける。

実  
施  
方  
法

- CFP算定で参照したルールを明記する方法としては、例えば以下のような方法がある。
- 例：参照した製品別算定ルールを特定するための情報を記載する。
  - 例：ISO14067を参照して自社で作成した算定ルールであることを明記する。

CFP情報の利活用者は、「比較されることが想定される場合」の要件を満たしていないCFPを、異なる企業間のCFPの比較に用いてはならない。例えば、グリーン調達において、異なる企業間の製品のCFPの多寡を評価する用途に用いてはならない。

ウ 継続的な取組の重要性

基礎要件

要求事項

- ・ CFP算定は単回の取組に留めず、GHG排出量の削減対策の改善のために継続的に取組むことが望ましい。

本ガイドライン  
での考え方

- ・ CFPの算定は結果の排出量の数字を得て取組が終わるのではない。
- ・ カーボンニュートラルの実現に向けては、特に、CFPの取組で得た情報を排出削減対策の実行につなげていき、その成果をまたCFPの算定でモニタリングする継続的な取組が重要である。

実施方法

CFPの算定は、企業の排出削減対策のPDCAのCに相当する。CFP算定の結果は、排出削減計画の見直し、そのモニタリング方法であるCFP算定方法自体の改善の双方に役立てる。

(参考) 排出削減のPDCA

P: 排出削減の計画

D: 対策の実行

C: 対策の結果としての排出量の把握 (CFPの算定は、この段階に該当する)

A: 改善策の検討 (排出削減計画の見直し、そのモニタリング方法であるCFP算定方法自体の改善の双方を含む)

(排出削減計画の見直し)

CFPは、以下の観点からの排出量が多いポイントを明確化し、効果的な排出削減対策の検討に役立てる。

- ・ 自社の他の製品との排出量の差異
- ・ 当該製品のライフサイクルにおいて、排出量が多いステージ・プロセス

(CFPの算定方法の改善)

継続的な取組の中で、排出量をモニタリングする方法としてのCFPの算定方法自体も進化させていくことを検討する。例えば以下のような観点を検討する。

- ・ 排出量が多いプロセスやサプライヤーであると明らかになった場合、2次データではなく、1次データによる算定に切り替える。
- ・ 複数のプロセスを1つに括ってまとめて分析したが、重要なプロセスについては精緻に分解して分析する。
- ・ 排出量が少ないプロセスの分析は、時間的・金銭的リソースを割り当てる優先順位を下げる。

参考  
ISOに該当の記載無し